

令和2年3月

教育委員会定例会議案等

新潟市教育委員会

令和2年3月教育委員会定例会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和2年3月12日（木） 午後2時00分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 付議事件</p> <p>議案第31号 新潟市教育ビジョン第4期実施計画の策定について… 1</p> <p>議案第32号 新潟市学校運営協議会規則の制定について…………… 3</p> <p>議案第33号 新潟市立学校管理運営に関する規則の 一部改正について…………… 9</p> <p>議案第34号 新潟市教育委員会組織規則の一部改正について…… 13</p> <p>議案第35号 新潟市行政手続等における情報通信の 技術の利用に関する規則の一部改正について…… 19</p> <p>議案第36号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する 条例施行規則の一部改正について…………… 23</p> <p>議案第37号 新潟市学校共同事務に関する規則の 一部改正について…………… 29</p> <p>議案第38号 新潟市幼稚園園則の一部改正について…………… 47</p> <p>議案第39号 新潟市公民館条例施行規則の一部改正について…… 51</p> <p>議案第40号 新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について… 55</p> <p>議案第41号 教育財産の用途廃止について…………… 61</p> <p>議案第42号 事務局及び機関の長の人事について……………当日配布</p> <p>第3 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次多忙化解消行動計画の改定について…………… 1 ・「令和2, 3年度 学校園教育の重点」について…………… 16 ・新たな不登校への対応について…………… 20 ・指導が不適切な教職員に関する委員会報告について…………… 23 <p>第4 次回日程</p> <p style="padding-left: 40px;">4月定例会 令和 2年 4月17日（金）午後3時30分</p> <p style="padding-left: 40px;">5月定例会 令和 2年 5月29日（金）午後3時30分</p> <p>第5 閉会</p>

付議事件

●令和2年3月教育委員会定例会における規則制定・一部改正一覧

議案番号	議案名	区分	改正理由	改正内容	施行日	担当所属	資料頁
議案第 32号	新潟市学校運営協議会規則の制定について	制定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、新潟市教育委員会が所管する学校に学校運営協議会を設置し、その運営に関し必要な事項について教育委員会規則で定めるもの。 学校運営協議会は令和2年度からモデル校を設置し、令和4年度には新潟市教育委員会が所管するすべての学校に設置する予定。	学校運営協議会を設置する趣旨や、委員の任免の手続き及び任期、議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項について定める。	令和2年4月1日	教育総務課	付議4
議案第 33号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について	一部改正	(1) 「新潟市学校運営協議会規則」の制定により、学校評議員制度の役割が学校運営協議会制度に移行することから、学校評議員に係る一部を改正するもの。 (2) 市立学校園において、校園長の出張に係る手続きを簡素化するため、所要の改正を行うもの。	(1) 学校運営協議会を設置した学校は学校評議員を置く必要がなくなるため、文言を修正する。 (2) 校園長の出張に係る委員会への届出及び委員会の承認を不要とする。 併せて、事務長及び事務主任の係る記載を学校教育法施行規則と合わせるための修正を行う。	令和2年4月1日	教育総務課 学校人事課	付議10
議案第 34号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について	一部改正	(1) 令和3年度全国高等学校総合体育大会（高校総体）の北信越ブロック開催に伴い、学校支援課に「高校総体準備室」を設置するもの。 (2) 特別支援教育サポートセンターに所長補佐を置くことができるようにするもの。	(1) 学校支援課に「高校総体準備室」を置くことを定める。 学校支援課の分掌事務として、令和3年度全国高等学校総合体育大会の開催に関することについて定める。 (2) 特別支援教育サポートセンターに所長補佐を置くことができることを定める。 特別支援教育サポートセンター所長の職務代理者を「主任」と定めているところ、「所長補佐」に改める。	令和2年4月1日	教育総務課	付議14
議案第 35号	新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について	一部改正	「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」改正されたことにより、規則の名称を改正するもの	規則の名称を改正	令和2年4月1日	教育総務課	付議20
議案第 36号	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について	一部改正	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を教育委員会において定めるため、所要の改正を行うもの。	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条（市議会2月定例会において審議中）の規定に基づき、在校等時間の上限等を設け、教育職員の業務量の適切な管理を行う。	令和2年4月1日	学校人事課	付議24
議案第 37号	新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部改正について	一部改正	学校事務共同実施の更なる機能向上と効率化を図るため、地域学校事務支援室を細分化するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室の設置を行うもの。 また、笹山小学校の閉校及び新潟通つばさ小学校の閉校に伴い、所要の改正を行う。	現在、3か所（東・中央・西）の地域学校支援グループを、8か所（区毎）の地域学校支援室とするとともに、現在の地域学校グループの下に中学校区単位の共同学校事務室を設置する。 また、閉校及び開校に伴う修正を行う。	令和2年4月1日	学校人事課	付議30
議案第 38号	新潟市立幼稚園園則の一部改正について	一部改正	(1) 新潟市立幼稚園の再編による幼稚園の学級編制及び定員について、変更が今後4年間複数園にかかわることに伴い、別に定めるものに改正するもの。 (2) 法の改正により幼稚園の授業料が無償化されたことに伴い、授業料未納者に対する措置を廃止するもの。	(1) 第2条中、幼稚園の学級編制及び定員を「別表のとおり」としているところ、「別に定める」に改め、別表を削除する。 (2) 第16条「授業料未納者に対する措置」を削除する。	令和2年4月1日	学校支援課	付議48
議案第 39号	新潟市公民館条例施行規則の一部改正について	一部改正	潟東地区の3小学校統合を契機に、地域住民の意見を参考に公共施設の再編計画として策定された「潟東地域実行計画」に基づき、潟東地域コミュニティセンターにかたひがし生活体験館の機能を引き継ぐことにより、本施設を廃止するもの。	公民館の利用時間及び休館日を規定している第3条の別表第1の2の表中、新潟市かたひがし生活体験館の項を削る。	令和2年4月1日	中央公民館	付議52
議案第 40号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について	一部改正	市民の方々から記載していただく申請書等の書類は、不要な性別表記は削除することなどとする本市の基本方針に沿って「貸出申込書」の様式を改めるもの。	別記様式第1号（貸出申込書（個人））の性別表記を削除し、様式を改める。 上記に伴い別記様式第2号（貸出申込書（団体））を改める。	令和2年4月1日	中央図書館	付議56



議案名	区分	改正理由	改正内容	施行日	担当所属
新潟市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の制定について	制定	地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、非常勤・臨時職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的に「会計年度任用職員」へ移行するため、所要の規則整備・改正を行うもの。 現行の非常勤・臨時職員 「特別職」→「一般職」	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める。	令和2年4月1日	学校人事課
新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について	一部改正			令和2年4月1日	学校人事課
新潟市教育委員会会計年度任用職員の報酬等に関する規則の制定について	制定			令和2年4月1日	教育職員課

会計年度任用職員制度にかかる規則の制定・一部改正については、市長部局と調整中のため、調整が整い次第、**教育長代理**として処理したい。
(最終的な内容については、4月教育委員会定例会にて報告します。)

議案第 31 号

新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画の策定について

新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画の策定について、次のとおりとしたいため議決を求め
る。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育ビジョン第 4 期実施計画の策定について

別紙のとおり

新潟市 教育ビジョン

第4期 実施計画
(令和2～6年度)

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成
～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

令和2年3月
新潟市教育委員会

目 次

I	第4期実施計画の策定に当たって	1
	1 計画策定の趣旨	1
	2 計画の位置づけ	1
	3 計画の期間	1
	4 計画の対象事業	1
II	施策体系	2
III	基本構想	2
	1 基本目標	2
	2 目指す方向	2
IV	基本構想の構造図	3
V	基本計画	4
	1 中心的な考え方	4
	2 12の基本施策と34の施策	8
	3 これからの社会をたくましく生き抜く力を育成する 5つの視点と重点施策	9
VI	実施計画	11
	1 第4期実施計画体系図	11
	2 施策別計画	16
	施策別計画の見方	16
	基本施策 1 確かな学力の向上	17
	基本施策 2 豊かな心と健やかな身体の育成	23
	基本施策 3 創造性に富み、世界と共に生きる力の育成	29
	基本施策 4 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの推進	34
	基本施策 5 校種間・学校間連携を生かした特色ある学校・園づくり	35
	基本施策 6 人権を守り共に支え合う社会の推進	37
	基本施策 7 家庭教育の充実と子育て支援	39
	基本施策 8 人生100年時代を見据えた循環型生涯学習の推進	41
	基本施策 9 地域と学校・社会教育施設が協働する教育の推進	43
	基本施策 10 学びのセーフティネットの構築に向けた取組の推進	46
	基本施策 11 学校教育・生涯学習環境の基盤づくり	48
	基本施策 12 市民に信頼される教育関係職員の育成	50
VII	資 料	
	1 用語集	53
	2 推進組織	59
	新潟市教育ビジョン推進体制	59
	新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱	60
	新潟市教育ビジョン推進委員会開催要綱	61

I

第4期実施計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、政令指定都市移行を翌年に控えた平成18年度に「新潟市教育ビジョン 基本構想・基本計画」(以下、「教育ビジョン」)を策定しました。この教育ビジョンでは、「政令市新潟」が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界に羽ばたく心豊かな子どもを育み、市民が学び育つ社会づくりのための、本市の教育の方向とあり方を明確にしました。

また、前期実施計画(平成19～21年度)、後期実施計画(平成22～26年度)、第3期実施計画(平成27～令和元年度)を定め、「教育ビジョン」に沿った取組を着実に進めてきました。

特に、「教育ビジョン」で示した「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」は、13か年に渡る施策事業の推進を通し、学校と地域が協働する取組として注目されるものとなりました。

この度、第3期実施計画の計画期間が終了するに当たり、これまでの計画の実施状況に加え、子どもが置かれた生活状況や社会情勢の変化などを踏まえて、基本計画において新たに「中心的な考え方」を設定し、その実現に向けて施策を整理しました。第4期実施計画は、基本計画を受け、実施する事業計画を示したもので、次代の新潟市を担う人づくりを推進する指針とします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	3つの基本目標と3つの目指す方向																		□□□
基本計画	14の基本施策と62の施策								13の基本施策と54の施策					12の基本施策と34の施策					□□
実施計画	← 前期実施計画			← 後期実施計画					← 第3期実施計画					← 第4期実施計画					□□□

2 計画の位置づけ

この「教育ビジョン」の第4期実施計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。

3 計画の期間

実施計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とし、教育ビジョン基本構想・基本計画に基づいて実施します。

4 計画の対象事業

教育委員会が現在所管している、市立幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校における教育と、幼児から高齢者までの生涯学習全般において、「教育ビジョン」の基本施策に基づいて取り組む事業を対象にしています。

II

施策体系

新潟市教育ビジョン

基本構想

3つの基本目標と、学校教育、生涯学習、教育行政の目指す方向

基本計画

基本構想を実現する12の基本施策と34の施策

実施計画

基本計画を具体化する各種事業の実施計画

III

基本構想

1 基本目標

- 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども
- 生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民
- 自立した学びと開かれた学びを支援する学習環境

2 目指す方向

(1) 学校教育の方向

- ・自分の力に自信をもち、地域を誇れる子ども
- ・「授業力」「組織マネジメント力」「人間力」を備え、市民感覚に富んだ教師
- ・校種間、学校間連携と外部の力を生かした学校づくり
- ・地域・保護者・学校が共に学校教育を考える参画型システムの深化

(2)生涯学習の方向

- ・公民館や図書館などの学びの場を核とした、絆づくりと活力あるコミュニティの形成
- ・現代的・社会的課題やライフステージなど、一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実
- ・学校での地域活動拠点づくりや職員の資質向上など、生涯学習・社会教育の推進を支える基盤整備

(3)教育行政の方向

- ・生涯にわたる教育や学習に対するニーズと課題に対応する現場を重視した体制づくり
- ・学・社・民の融合による教育の推進と学びのセーフティネットの構築
- ・地域の特色を磨き、伸ばす、学びと育ちへの支援

IV 基本構想の構造図

新潟市が目指す子どもの姿・市民の姿

- 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども
- 生涯を通じて学び育つ、創造力と人間力あふれる新潟市民



自立した学び

学びを進める一人一人が主体的に
学びの目標を決め、方法を選択し、
自らの能力を生かし伸ばす学び

開かれた学び

地域社会全体が信頼とパートナー
シップに基づき、子育てや教育活
動を支え、担っていく学び



学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり

学校

家庭

地域

行政

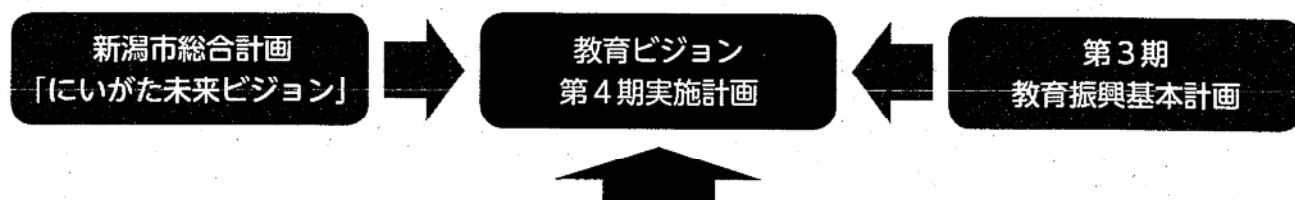
社会教育
機関

地域の
諸団体

企業

1 中心的な考え方

第4期実施計画の策定に当たっては、^{*1}第3期実施計画の成果と課題を踏まえ、取組の精選や重点化を図りました。また、その際には、国の第3期教育振興基本計画を十分に参酌するとともに、本市の総合計画「にいがた未来ビジョン」の内容とも調整を図りました。



《中心的な考え方のテーマ》

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成

～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

「これからの社会」とは、人口減少や高齢化、グローバル化の進展に伴う外国人とのかかわりの増加、超スマート社会の実現など、これまで誰も経験したことの無い社会です。本市においても、^{*2}若者の県外流出等による人口減少や高齢化により、地域の活性化とそれを推し進める人材の確保や育成が必要となってきます。

学びを生かしたり、他者と協働したりしながら、課題解決や自己実現に向けて、様々なことに挑戦し続けるなど、これからの社会を「たくましく生き抜く力」を育てることで、主体的に物事を成し遂げることができる人材を学・社・民が一体となって育成していきます。

■本市が考える「たくましく生き抜く力」とは

学校教育においては、目標に向かって自らの学びを生かしたり、他者と協働したりしながら、様々なことに挑戦し続ける力、また、その過程で自分を振り返り、自分の成長を見出す力。

生涯学習においては、いくつになっても、何度でも学びに向かおうとする意欲をもち、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりする力、また、自分の学習成果を更なる活動に生かそうとする力。

《5つの視点》 第4期実施計画では、次の視点から重点的な取組を行います。

新潟市の教育を推進する3つの視点

- 【視点1】 これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。
- 【視点2】 学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。
- 【視点3】 地域と一体となった学校づくりを進めます。

学びの基盤を固める2つの視点

- 【視点4】 誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。
- 【視点5】 市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

《中心的な考え方のテーマ》

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成
～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

《新潟市の教育を推進する3つの視点》

- 視点1：これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。
- 視点2：学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。
- 視点3：地域と一体となった学校づくりを進めます。

《学びの基盤を固める2つの視点》

- 視点4：誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。
- 視点5：市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

これからの社会をたくましく生き抜く力を育てていくためには、生まれ育った環境に左右されず、誰もが安心して学ぶことができるよう「学びの基盤を固める2つの視点」の取組を着実に実施することが基本となります。その上で、「新潟市の教育を推進する3つの視点」の取組を以下のように推進します。

《新潟市の教育を推進する3つの視点》

【視点1】 これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。

主体的に物事を成し遂げようとするためには、自分で自分の価値を認め、自分を大切にしようとする気持ち、すなわち自己肯定感が重要です。学校教育においては、これまで、子どもの学習活動の中で、認め合いを重視し、子どもの自己肯定感を高めるように努めてきました。

*³新潟市生活・学習意識調査によると、本市の小中学生は、大人や友達に認められる経験をしていると回答する割合が、学年の別なく高い水準にあります。一方で、学年が進むにつれ、自分に良いところがあると回答する割合が低くなる傾向が見られます。そこで、他者から認められることに加え、自分の取組を振り返り、成長を実感させることを大切にします。子どもが目標に向かって、失敗からの学びも糧とし、挑戦し続ける体験を通して子どもの自己肯定感を高めていきます。

また、人とのかかわりの中で自己実現していくために、互いに考えを伝え合い、合意形成したり課題を解決したりするコミュニケーション能力は、これからの社会では、ますます必要な力となります。幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨を踏まえた着実な実践により、言葉を用

いたコミュニケーションだけでなく、道具としてICT機器を用いたり、行動を通して思いを伝えたりするなど、柔軟にコミュニケーションすることができる力を高めることを通じて、人のかかわりの中で自己実現していける子どもを育てていきます。

このような取組は、子どもたちが互いに認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う温かい学校・学級の支持的風土を醸成することにより、一層の成果が期待されます。学校生活の様々な場面で学校・学級の支持的風土づくりを推進します。

【視点2】 学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。

生涯学習においては、これまでも、市民のニーズに応じて様々な学びの場を提供してきました。^{*4}人生100年時代の到来を見据え、「ともに学び、育ち、創る」生涯学習社会の一層の充実が求められています。社会教育や生涯学習活動で一人一人の興味・関心を深め、そこで培った能力や知識・経験を生かし、ボランティア活動、社会活動等に取り組み、それらを通してさらに学びを深め、新たな学習活動に進むなど、学習成果をさらなる活動に生かすことが大切です。そのために、誰もが、いくつになっても、何度でも学ぶことができ、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることができる場を提供していきます。また、自ら学んだ成果を地域で生かし、学びを継承していくことで、新たなつながりを広げ、地域課題の解決や地域の活性化を推し進める人材の育成を進めることができます。

学習成果を人づくりや地域づくりに生かす循環型生涯学習の推進に一層力を入れていきます。

【視点3】 地域と一体となった学校づくりを進めます。

^{*5}本市においては、「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」の取組の推進によって、地域の力を生かした教育活動が行われてきました。児童生徒の学びの充実だけでなく、安心安全や学校経営に対する評価など、様々な場面で地域と学校が深くかかわっています。

本市では、その取組で得られた成果を最大限に生かし、地域と学校が目標を共有し、一体となった取組を進めることで、より多くの人材が学校づくりに参画できるようにし、子どもの学習活動をますます豊かなものにしていきます。

《学びの基盤を固める2つの視点》

【視点4】 誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。

前向きな気持ちで充実した学びを実現していくためには、安心して学びに向かうことができる環境が整っていることが大切です。そのためには、経済的な支援や就学支援、特別支援教育の推進、安心安全な学びの場づくり、健康づくりの支援、学びの機会の提供など、ソフト面とハード面の両面から、一人一人の困り感や意欲に応じた取組や学びに向かう土台づくりが必要です。

多様なニーズを踏まえた幅広い施策を、継続的に、着実に実施することで、「これからの社会をたくましく生き抜く力」を育むための環境を整えていきます。

【視点5】 市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

「これからの社会をたくましく生き抜く力」を育成していくためには、教育関係職員が、市民に信頼され、魅力ある職員であることが大切です。社会の変化や職員のキャリアを踏まえた研修を実施し、一人一人の資質・能力を高めるとともに、教育関係職員の働き方改革を進め、一人一人がその力を十分発揮できるようにします。

*注 釈

- ※1：学識経験者、小中学校長等からなる教育ビジョン推進委員会では、教育委員会全所属による評価を受け、実施計画とその進捗状況に対して意見を述べたり助言をしたりしている。また、その結果をホームページで公開している。
- ※2：職業を理由にした転出者数では、20～24歳の県外転出が顕著であり、魅力ある産業・雇用の場の確保が課題になっている。また、15～19歳の世代における学業を理由とした県外転出が顕著である。本市で誇りをもって学ぶことができる環境づくりが課題となる。(にいがた未来ビジョンより)
- ※3：本市の小中学生を対象とした新潟市生活・学習意識調査によれば、「やっていることを先生や友達に認められて、うれしいと感じることがよくあります」に「あてはまる」と回答した子どもは、どの学年でもおおむね50%台で、学年ごとの大きな違いは見られない。(「ややあてはまる」を含めると小学校1年生で87.8%、中学校3年生で87.0%)認められた対象が地域の大人などの場合も同傾向である。一方、「自分にはよいところがあります」に「あてはまる」と回答した子どもの割合は、小学校1年生では67.2%で、学年が進むにつれて減少し、中学校3年生では31.4%になっている。(「ややあてはまる」を含めると小学校1年生で90%、中学校3年生で73.4%)数字は平成30年度の調査による。例年同様の傾向が見られる。
- ※4：第31期新潟市社会教育委員会議・建議より。
- ※5：全ての小中学校に地域教育コーディネーターが配置され、地域の力を生かした教育活動が行われている。

2 12の基本施策と34の施策

基本目標及び中心的な考え方を実現するために、第3期実施計画での13の基本施策と54の施策を整理し、12の基本施策とそれに基づく34の施策を設定しています。

これからの社会をたくましく生き抜く力の育成

～学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり～

基本施策(12)	施策(34)	重点施策
1. 確かな学力の向上	1-1 資質・能力を育む授業づくりの推進	視点1
	1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進	視点1
	1-3 実感を伴って学ぶアグリ・スタディ・プログラムの推進	
	1-4 読書活動の推進と新聞活用の充実	
2. 豊かな心と健やかな身体の育成	2-1 いのちの教育・心の教育の推進	視点4
	2-2 自立を促す生徒指導の推進	視点4
	2-3 体験活動の充実	
	2-4 体力づくりの推進	
	2-5 健康づくり・食育の推進	視点4
	2-6 青少年の健全育成の推進	
3. 創造性に富み、世界と共に生きる力の育成	3-1 地域学習の充実	
	3-2 外国語教育・国際理解教育の充実	視点1
	3-3 情報教育の充実とICTを活用した教育の推進	視点1
	3-4 社会の変化や新たな課題に対応できる教育の推進	
	3-5 帰国・外国人園児児童生徒への教育の推進	
4. 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの推進	4-1 子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進	視点4
5. 校種間・学校間連携を生かした特色ある学校・園づくり	5-1 就学前から義務教育修了までの一貫した教育の推進	
6. 人権を守り共に支え合う社会の推進	6-1 人権教育・同和教育の推進、男女平等教育の推進	
7. 家庭教育の充実と子育て支援	7-1 家庭教育・子育て支援の充実	視点2
	7-2 乳幼児期からの読書活動推進	視点2
8. 人生100年時代を見据えた循環型生涯学習の推進	8-1 学び育つ各世代への支援	視点2
	8-2 学習成果を生かす活動への支援	視点2
9. 地域と学校・社会教育施設が協働する教育の推進	9-1 地域と共にある学校づくりの推進	視点3
	9-2 広報広聴活動の推進	
	9-3 地域人材や高等教育機関、企業等との連携の推進	
10. 学びのセーフティネットの構築に向けた取組の推進	10-1 保護者や地域と連携した安心安全な学校づくりの推進	視点4
	10-2 教育の機会均等を図るための取組の推進	視点4

11. 学校教育・生涯学習環境の基盤づくり	11-1 学校施設の整備	
	11-2 市民の多様な学習に応じた学習環境の整備	視点4
	11-3 学校適正配置に向けた取組	
	11-4 市立幼稚園の再編に向けた取組	
12. 市民に信頼される教育関係職員の育成	12-1 教育関係職員の研修プログラムの充実	視点5
	12-2 教職員への支援体制の充実	
	12-3 信頼される教職員の採用・登用・配置	

3 これからの社会をたくましく生き抜く力を育成する5つの視点と重点施策

(1) 新潟市の教育を推進する3つの視点

【視点1】 これからの社会で自信をもって自己実現していける子どもを育てます。

学校・学級の支持的風土の中で、日常の様々な教育活動を通じて(1-1)子どもの自己肯定感を高めます。その上で、キャリア教育(1-2)、外国語教育(3-2)、情報教育(3-3)によって、これからの社会で自己実現していく力を高めます。

- 1-1 資質・能力を育む授業づくりの推進
- 1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進
- 3-2 外国語教育・国際理解教育の充実
- 3-3 情報教育の充実とICTを活用した教育の推進

【視点2】 学びの循環による人づくり、地域づくりを進めます。

市民が興味・関心や課題意識に応じて学ぶことのできる場を用意し(8-1)、充実した学びができるよう支援します(8-2)。また、学びが地域の課題解決や人材育成につながるようにします(8-2)。乳幼児期から生涯学習の基礎をつくる(7-2)とともに、子育て世代も安心して学べるようにします(7-1)。

- 7-1 家庭教育・子育て支援の充実
- 7-2 乳幼児期からの読書活動推進
- 8-1 学び育つ各世代への支援
- 8-2 学習成果を生かす活動への支援

【視点3】 地域と一体となった学校づくりを進めます。

これまでの新潟市の取組を踏まえて学校運営協議会制度を導入することにより、地域と学校の連携・協働を充実させます(9-1)。

- 9-1 地域と共にある学校づくりの推進

(2) 学びの基盤を固める2つの視点

【視点4】 誰もが安心して学べる環境づくりを進めます。

幅広い施策により、一人一人のニーズに応え、誰もが安心して学びに向かえるようにします (2-1) (2-2) (2-5) (4-1) (10-1) (10-2) (11-2)。

2-1 いのちの教育・心の教育の推進

2-2 自立を促す生徒指導の推進

2-5 健康づくり・食育の推進



4-1 子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進

10-1 保護者や地域と連携した安心な学校づくりの推進

10-2 教育の機会均等を図るための取組の推進

11-2 市民の多様な学習に応じた学習環境の整備

【視点5】 市民に信頼される、魅力ある教育関係職員の育成に努めます。

社会の変化や職員のキャリアを踏まえた研修を充実させ、教育関係職員の資質・能力を高めます (12-1)。



12-1 教育関係職員の研修プログラムの充実

VI

実施計画

1 第4期実施計画体系図

1 確かな学力の向上

1 資質・能力を育む授業づくりの推進【視点1】

「主体的・対話的で深い学び」を視点とした教育活動の推進

アフタースクール学習支援事業

学習支援ボランティア派遣事業

理科支援員派遣事業

家庭学習習慣の定着

学力実態調査の分析

2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進【視点1】

キャリア教育推進事業

市立高等学校・中等教育学校後期課程のキャリア教育推進事業

3 実感を伴って学ぶアグリ・スタディ・プログラムの推進

「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業

4 読書活動の推進と新聞活用の充実

学校図書館支援センター事業

学校図書館活用推進校事業

新聞活用の推進

2 豊かな心と健やかな身体の育成

1 いのちの教育・心の教育の推進【視点4】

道徳教育の充実、福祉教育の充実

2 自立を促す生徒指導の推進【視点4】

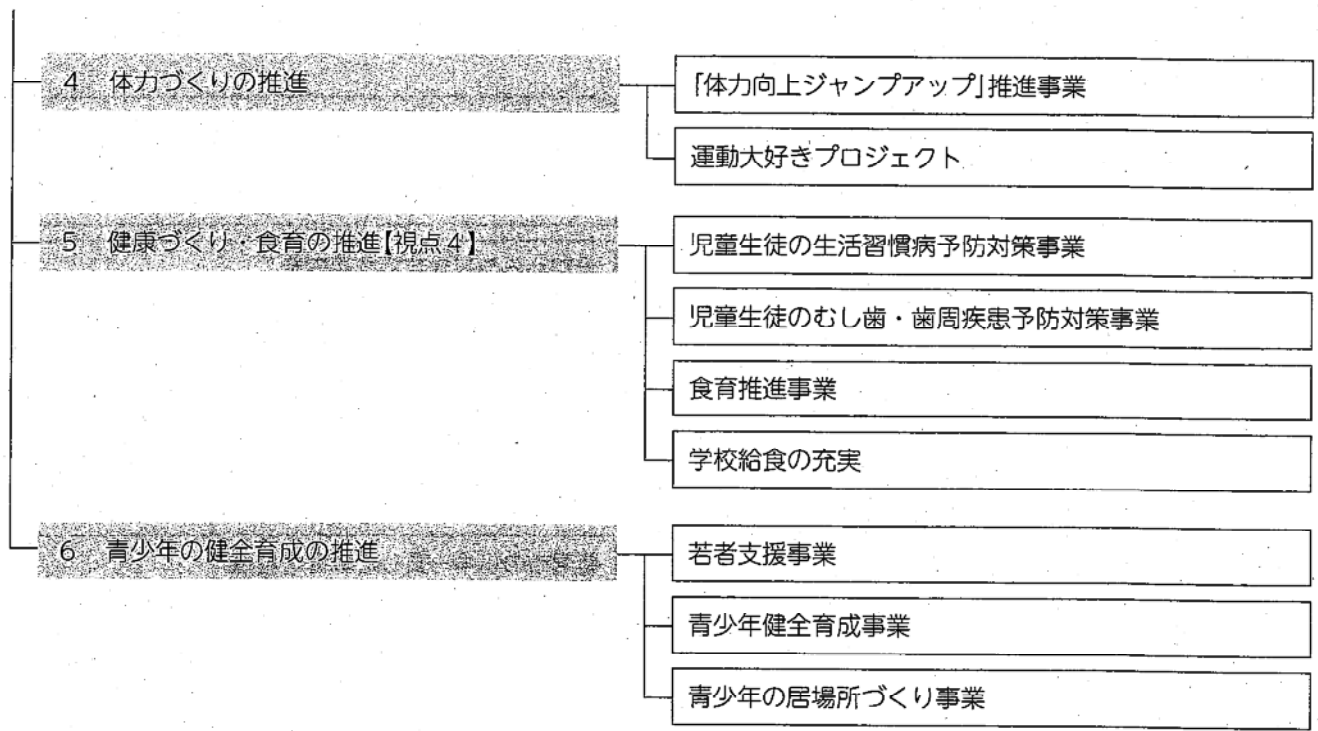
自律性と社会性を育む生徒指導の推進事業

いじめ・不登校対応への支援
カウンセラー等活用事業

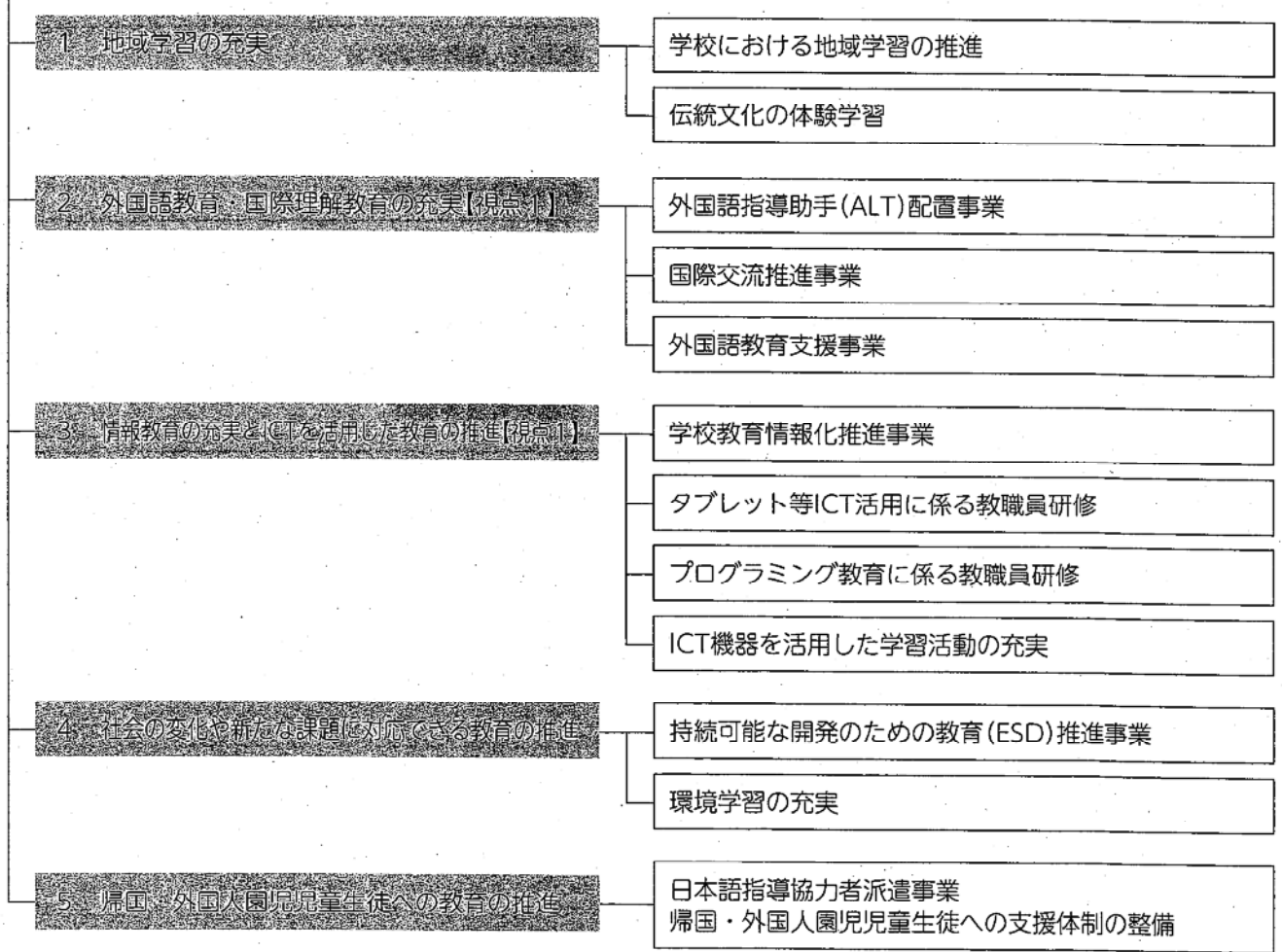
3 体験活動の充実

子ども体験活動の実施

優れた音楽・芸術に触れる機会の提供



3 創造性に富み、世界と共に生きる力の育成



4 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育システムの推進

1 子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進【視点4】

合理的配慮の提供

特別支援教育サポートネットワーク事業

早期からの就学支援推進事業

5 校種間・学校間連携を生かした特色ある学校・園づくり

1 就学前から義務教育修了までの一貫した教育の推進

幼保こ小連携推進事業

新潟市の小中一貫した教育の推進

6 人権を守り共に支え合う社会の推進

1 人権教育・同和教育の推進、男女平等教育の推進

学校における人権教育・同和教育の推進

公民館における人権教育の推進

新潟市人権教育研修会

男女平等教育の推進

各種啓発図書の展示

7 家庭教育の充実と子育て支援

1 家庭教育・子育て支援の充実【視点2】

家庭教育振興事業

子育て支援事業

2 乳幼児期からの読書活動推進【視点2】

ブックスタート事業

赤ちゃんタイム

8 人生100年時代を見据えた循環型生涯学習の推進

1 学び育つ各世代への支援【視点2】

にいがた市民大学開設事業

現代的課題を学ぶ公民館事業と
学習成果を発表する場の提供

子どもの読書環境整備事業

市民に身近な生活課題解決のための情報提供事業

2 学習成果を生かす活動への支援【視点2】

生涯学習ボランティア育成事業

地域活動を担う人材の育成

9 地域と学校・社会教育施設が協働する教育の推進

1 地域と共にある学校づくりの推進【視点3】

コミュニティ・スクール推進事業

地域と学校パートナーシップ事業

2 広報広聴活動の推進

区教育ミーティングの開催

中学校区教育ミーティングの開催

教育情報発信事業

3 地域人材や高等教育機関や企業等との連携の推進

子どもふれあいスクール事業

公民館と地域団体との協働事業

図書館と教育機関・企業との連携協力

教職員研修における大学との連携

10 学びのセーフティネットの構築に向けた取組の推進

1 保護者や地域と連携した安心安全な学校づくりの推進【視点4】

地域見守り活動支援事業

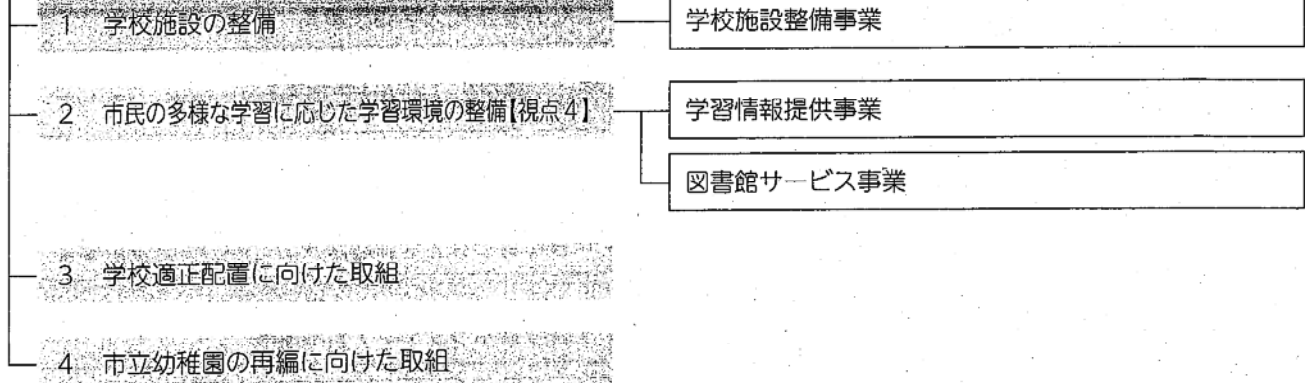
「防災教育」学校・地域連携事業

2 教育の機会均等を図るための取組の推進【視点4】

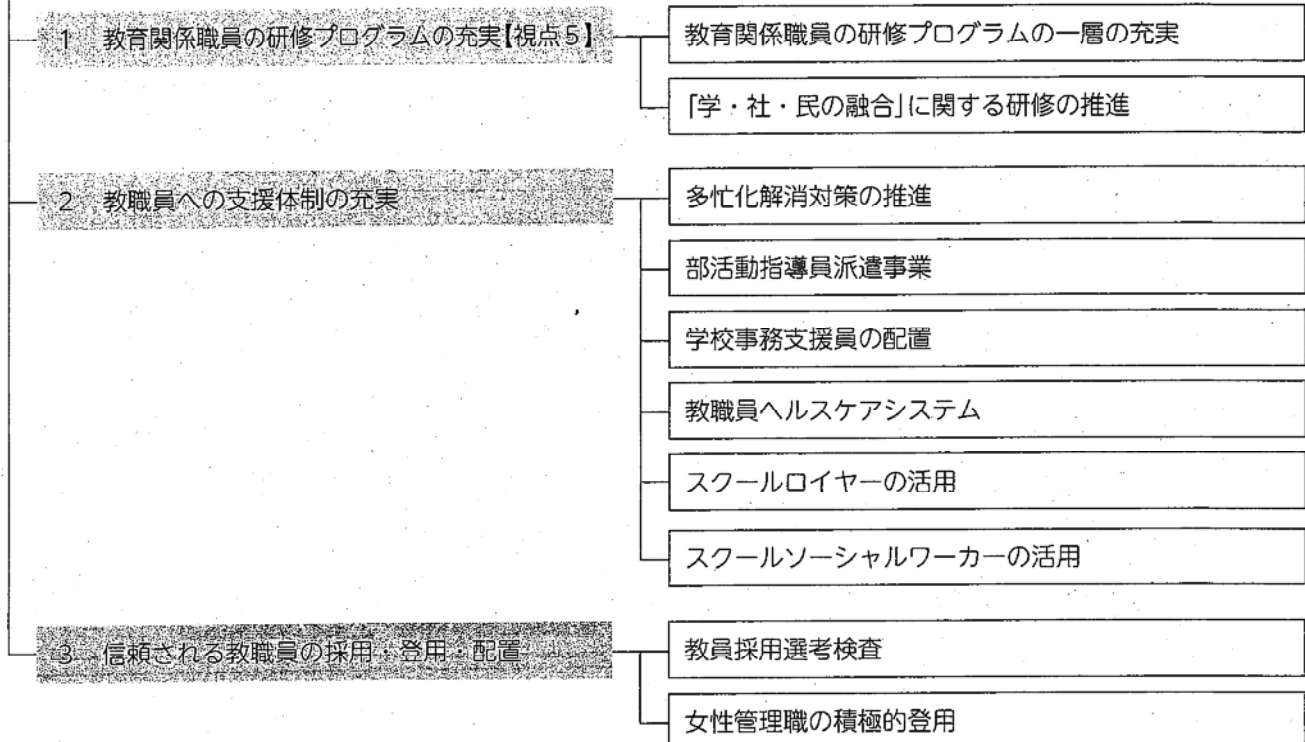
就学援助制度

新潟市奨学金貸付事業

11 学校教育・生涯学習環境の基盤づくり



12 市民に信頼される教育関係職員の育成



2 施策別計画

「教育ビジョン」では、12の基本施策を展開します。

施策別計画は、この12の基本施策を実現するために、計画期間に取り組む事業を34の施策別に、施策推進の方向性、事業名及び事業のねらいと概要、指標を掲載しています。

【施策別計画の見方】

基本施策1 確かな学力の向上

施策

- 1-1 資質・能力を育む授業づくりの推進【視点1】
- 1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進【視点1】
- 1-3 実感を伴って学ぶアグリ・スタディ・プログラムの推進
- 1-4 読書活動の推進と新聞活用の充実

第4期実施計画の重点
〈5つの視点〉
の該当項目を明示

施策の計画

1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進【視点1】

学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の発達段階にふさわしいキャリア教育を推進し、児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、集団や社会で様々な人とかわかり、自分の役割を果たしながら自分らしく生きる資質・能力を育んでいきます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
キャリア教育推進事業	児童生徒に育てたい資質・能力を明確にしたキャリア教育の年間指導計画の改善を支援します。また、児童生徒が見通しをもち、振り返ることで新たな学びへの意欲を高めることができるキャリア・パスポートやキャリア・ノートの活用を支援します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国学力・学習状況調査の質問紙「将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的に回答する児童(小6)の割合(%)	84.9	85	85	86	86	86
全国学力・学習状況調査の質問紙「将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的に回答する生徒(中3)の割合(%)	71.8	72	72	73	73	74
キャリア・パスポート、キャリア・ノートを活用した取組を実施している学校の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度以上	----->	----->	100

施策推進の方向性

指標について

- ・指標は、その事業がねらいに沿って確実に実施されているかどうかを判断するためのものです。
- ・可能な限り目指す市民や子どもの姿を想定して設定しています。
- ・数値目標として設定することがむずかしい場合は、文章で表記している場合もあります。

※指標には、経年で伸ばしていく指標と、年度内に伸ばしていく指標(毎年度同一数値が並ぶ)があります。各種研修のように、対象者や内容が年度ごとに変わるものは、年度ごとに一定レベルの達成値を目指します。

※事業の性質上、数値での評価がなじまないものは、指標を設定していません。中間評価、年度末評価において、様々な観点から評価します。

基本施策 1 確かな学力の向上

施策

- 1-1 資質・能力を育む授業づくりの推進【視点1】
- 1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進【視点1】
- 1-3 実感を伴って学ぶアグリ・スタディ・プログラムの推進
- 1-4 読書活動の推進と新聞活用の充実

施策の計画

1-1 資質・能力を育む授業づくりの推進【視点1】

子どもが社会や生活の中で、自ら目的や課題を見付け、主体的に判断しながら多様な他者と協働して生きていくことができるよう、学校では、子どもの目的意識や課題意識を大切にしながら、「主体的・対話的で深い学び」による授業改善により、資質・能力(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性)を育む教育を推進します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
「主体的・対話的で深い学び」を視点とした教育活動の推進	「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業やその他の教育活動を展開するため、指導方法の研修や実践例の紹介などの支援を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
研修会参加者の理解度(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を 上回る	----->		90
アンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を 上回る	----->		90

※最低でも2年に1度、すべての市立小中高等学校・特別支援学校を訪問し、直接指導を実施します。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
アフタースクール学習支援事業	放課後の時間を活用した学習支援の環境を整備し、基礎・基本の定着を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生徒アンケートで「参加してよかった」と回答した生徒の割合(%)	86.8	88	91	94	97	100

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
学習支援ボランティア派遣事業	教員志望の大学生や一般市民による学習支援ボランティアを学校に派遣し、授業補助や個別指導など児童生徒の基礎・基本の定着に向けた学習支援を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学習支援ボランティアの派遣が「児童生徒の基礎・基本の定着に効果的」と肯定的に回答した学校の割合(%) (派遣校中)		アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->	----->	90
学習支援ボランティア派遣人数	175	180	180	180	190	190

●事業4

事業名	事業のねらいと概要
理科支援員派遣事業	科学的に問題解決をしていく資質・能力を育成するための観察・実験等が充実した理科授業を行うために、理科支援員を配置します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
配置校の理科授業における「授業への効果」に肯定的に回答した学校の割合(%)	99	100	100	100	100	100

※該当する学校や支援員が変わっても、毎年確実な成果が上がる取組となることを目指します。

●事業5

事業名	事業のねらいと概要
家庭学習習慣の定着	家庭学習習慣を定着させ、意欲と目的をもって学習に取り組む子どもを育てるため、支援体制の充実を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新潟市生活・学習意識調査(小4)で、市の目安とする家庭学習時間(40分)を達成した児童の割合(%)	87	前年度を上回る	----->	----->	----->	90
新潟市生活・学習意識調査(小6)で、市の目安とする家庭学習時間(60分)を達成した児童の割合(%)	76	前年度を上回る	----->	----->	----->	80
新潟市生活・学習意識調査(中3)で、市の目安とする家庭学習時間(120分)を達成した生徒の割合(%)	30	前年度を上回る	----->	----->	----->	50

※パンフレット「家庭学習のススメ」を小中学生に配付し、目安とする家庭学習時間を示しています。「家庭学習のススメ」は本市のホームページでも閲覧できます。

●事業6

事業名	事業のねらいと概要
学力実態調査の分析	各学校が自校の学力実態を的確に把握し、きめ細かな指導を行ったり、指導方法を工夫・改善したりすることにより、児童生徒の学力の向上を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国学力・学習状況調査(小6国語)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	+5.0	+5.2	+5.4	+5.6	+5.8	+6.0
全国学力・学習状況調査(小6算数)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	+0.6	+1.0	+1.4	+1.8	+2.4	+3.0
全国学力・学習状況調査(中3国語)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	+1.6	+2.0	+2.5	+3.0	+3.5	+4.0
全国学力・学習状況調査(中3数学)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	+1.7	+2.0	+2.5	+3.0	+3.5	+4.0
全国学力・学習状況調査(中3英語)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	+0.3			+3.0		
全国学力・学習状況調査(中3理科)で、全国 の平均正答率に対する新潟市の平均正答率 の差(ポイント)	H30 +1.0		+2.0			+3.0
全国学力・学習状況調査児童質問紙の質問 項目「課題の解決に向けて、自分で考え、自 分から取り組んでいたと思いますか」で、肯 定的な回答をした児童(小6)の割合(%)	83.8	84.0	85.0	86.0	87.5	90.0
全国学力・学習状況調査生徒質問紙の質問 項目「課題の解決に向けて、自分で考え、自 分から取り組んでいたと思いますか」で、肯 定的な回答をした児童(中3)の割合(%)	82.8	83.0	84.0	85.0	87.0	90.0

※全国学力調査の英語と理科は、3年に1度の実施であるため、実施した年のみの評価とします。

1-2 学び続ける資質・能力を育むキャリア教育の推進【視点1】

学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の発達段階にふさわしいキャリア教育を推進し、児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、集団や社会で様々な人とかわかり、自分の役割を果たしながら自分らしく生きる資質・能力を育みます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
キャリア教育推進事業	児童生徒に育てたい資質・能力を明確にしたキャリア教育の年間指導計画の改善を支援します。また、児童生徒が見通しをもち、振り返ることで新たな学びへの意欲を高めることができるキャリア・パスポートやキャリア・ノートの活用を支援します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国学力・学習状況調査の質問紙「将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的に回答する児童(小6)の割合(%)	84.9	85	85	86	86	86
全国学力・学習状況調査の質問紙「将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的に回答する生徒(中3)の割合(%)	71.8	72	72	73	73	74
キャリア・パスポート、キャリア・ノートを活用した取組を実施している学校の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度以上	----->	----->	100

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
市立高等学校・中等教育学校後期課程のキャリア教育推進事業	生徒の多様な能力・適性、興味・関心に応じて、社会参画の視点からキャリア教育の充実を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
高等教育機関・産業界・地域の各機関と連携した教育活動によって、キャリア発達に資する思考力・判断力・表現力が育まれたと回答した生徒の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度以上	----->	----->	85

概要に合わせて「」入れました。

1-3 実感を伴って学ぶアグリ・スタディ・プログラムの推進

実感を伴った確かな学びを実現していくために、「アグリ・スタディ・プログラム」を推進します。これにより、持続可能な社会の実現に向け、よりよく問題を解決するとともに、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にすることを大切にする児童生徒を育みます。また、農業の素晴らしさに気づき、ふるさと新潟を愛し、誇りに思う心も育みます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要					
「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習の推進事業	よりよく問題を解決する子ども、豊かな食の恵みに感謝し、いのちや人の絆を大切にすることを大切にする子ども、農業の素晴らしさに気づき、ふるさと新潟を愛し、誇りに思う子どもを育成するため、「アグリ・スタディ・プログラム」に基づく体験学習を推進します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アグリパークで学習した小中学生のうち、アンケートで自然や農業への関心が高まったと回答した小中学生の割合(%) (抽出)		アンケート実施 指標設定	前年度以上	----->		100

↓アグリ・スタディ・プログラムに基づいて

1-4 読書活動の推進と新聞活用の充実

児童生徒の学力や表現力、創造力の基礎となる読書習慣の定着を図るために、学校と家庭との連携を進めながら、発達段階に応じた手だてや環境を整えます。

学校図書館が読書の楽しさを提供する「読書センター」の役割と、児童生徒が意欲と目的をもって学習に取り組むための「学習センター」「情報センター」の役割を担っていくことができるよう、各学校の取組を支援します。

また、児童生徒が活字に親しみ、学ぶ意欲や思考力、表現力を育むため、新聞活用の条件整備を進めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要					
学校図書館支援センター事業	学校図書館支援センターで学校図書館訪問や相談対応及び学校司書実務研修等を通して、学校の実情に合った支援を行います。 学校貸出セット「オレンジBOX」の整備や学校貸出図書搬送システムを活用した資料提供を通して、学校図書館の利活用を支援します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アンケートで学校図書館センターによる支援が各学校の役に立っていると回答した学校司書の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度以上	----->		90

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
学校図書館活用推進校事業	学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能をより一層高めることを目的として実施します。これによって、豊かな人間性、課題設定能力、情報活用能力、表現力等の資質・能力の育成を目指します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校図書館を活用した授業を月に2回以上行った小学校の割合(%)	75.5	前年度の実績を踏まえて毎年度設定				80
学校図書館を活用した授業を学期(前後期)に2回以上行った中学校の割合(%)	70.2	前年度の実績を踏まえて毎年度設定				75

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
新聞活用の推進	児童生徒が新聞を読むきっかけを作り、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力を育むため、新聞配備とNIEの実践についての情報提供を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新聞を活用した授業を行った小学校の割合(%)		アンケート実施指標設定	前年度を上回る			75
新聞を活用した授業を行った中学校の割合(%)		アンケート実施指標設定	前年度を上回る			70

基本施策2 豊かな心と健やかな身体の育成

施策

- 2-1 いのちの教育・心の教育の推進【視点4】
- 2-2 自立を促す生徒指導の推進【視点4】
- 2-3 体験活動の充実
- 2-4 体力づくりの推進
- 2-5 健康づくり・食育の推進【視点4】
- 2-6 青少年の健全育成の推進

施策の計画

2-1 いのちの教育・心の教育の推進【視点4】

自他を尊重する心や豊かな人間性・社会性を身に付けるとともに、善悪の判断などの社会のルールを守り、自信と誇りをもって生きることが出来る児童生徒を育む教育を進めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
道徳教育の充実、福祉教育の充実	生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の社会性、人間性を育むために、問題解決的、体験的な学習や家庭・地域と連携した学習等、多様な道徳科の授業を推進します。また、自他のよさや、互いに支え合い、共に生きることの大切さに気付くことのできる児童生徒を育むために、体験的な学びを重視した福祉教育を推進します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新潟市生活・学習意識調査で、「自分にはよいところがあります」と回答した児童(小6)の割合(%)	80	81	前年度以上	----->		85
新潟市生活・学習意識調査で、「自分にはよいところがあります」と回答した生徒(中3)の割合(%)	74.4	75	前年度以上	----->		85
新潟市生活・学習意識調査で、「友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしています」と回答した児童(小6)の割合(%)	89.9	90	前年度以上	----->		95
新潟市生活・学習意識調査で、「友達のよいところを見つけたり、友達が落ちこんでいるとき、はげましたりしています」と回答した生徒(中3)の割合(%)	90.6	91	前年度以上	----->		95
全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童(小6)の割合(%)	98	98	前年度以上	----->		100
全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙で、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した生徒(中3)の割合(%)	96.1	97	前年度以上	----->		100

2-2 自立を促す生徒指導の推進【視点4】

児童生徒一人一人が社会の一員であることを自覚し、他者との望ましい関係を築き、高みを求めて自立する姿を目指します。そのために、子ども一人一人の成長を促す生活指導に取り組み、めあてをもち、自己決定し、自主的に行動する「自律性」と、互いに認め合い、支え合い、高め合う「社会性」の育成を図ります。また、いじめや不登校等において、子どもの気になる変化を見逃さない予防的な指導や、悩みや問題を抱える子ども一人一人に対応する課題解決的な指導に組織的に取り組みます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
自律性と社会性を育む生徒指導の推進事業	「自律性と社会性を育む生徒指導」の推進に向けて、教職員への研修を実施します。 授業や特別活動において「自律性」と「社会性」の育成を推進するためにリーフレット「新潟市の生徒指導」やガイドブック「授業づくりと生徒指導の一体化を目指して」の活用を促進し、子ども一人一人の成長を促す生徒指導に取り組みます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新潟市生活・学習調査の質問「地域の大人とあいさつしたり、言葉をかわしたりしています」の肯定的な回答の割合(%)	85.2	86	86	87	87	88
新潟市生活・学習調査の質問「学校生活は楽しい」の肯定的な回答の割合(%)	91.3	92	92	93	93	94
新潟市生活・学習調査の質問「友達のよいところを見つけたり、友達が落ち込んでいるとき、はげましたりしています」の肯定的な回答の割合(%)	89.1	90	90	91	91	92
新潟市生活・学習調査の質問「学校生活で、友達と力を合わせて学習したり、活動したりしています」の肯定的な回答の割合(%)	91.9	92	92	93	93	94
新潟市生活・学習調査の質問「地域の大人から話やアドバイスを聞いて、分かたり、できたりすることがよくあります」の肯定的な回答の割合(%)	68.5	69	69	70	70	71

※対象は、小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
いじめ・不登校対応への支援 カウンセラー等活用事業	いじめや不登校等において、子どもの気になる変化を見逃さない予防的な指導を推進するために、「いじめ・不登校初期対応ガイドブック」の活用促進や「スクールカウンセラー」の積極的な活用を図ります。 いじめや不登校等において、課題解決的な指導が必要な対応では、各区教育支援センターや教育相談センターを中核とする各区教育相談室との連携により、組織的にいじめ・不登校の対応を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
いじめの解消率(%)	95.6	97	97	97	97	97
不登校発生率(小学校)(%)	0.69	前年度を下回る	-----	-----	-----	----->
不登校発生率(中学校)(%)	3.63	前年度を下回る	-----	-----	-----	----->
スクールカウンセラーが配置されたことで効果がみられたと回答した学校の割合(%)	98	100	100	100	100	100

※いじめの解消率は、いじめと認知した中で解消したと判断した割合で、一定の解消が見られてから3か月経過した段階で判断します。いじめの解消率を算出する時点において、認知したいじめが、いじめの解消と判断できる相当期間(3か月)に満たない場合があるため、指標が100%になっていません。

※不登校発生率は、病気や経済的な理由等による欠席を除いて、年間30日以上欠席した児童生徒の割合です。

※スクールカウンセラーの活用を図り、一つ一つの事案の確実な改善を図ります。

2-3 体験活動の充実

自然体験や文化・芸術活動などの体験活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
子ども体験活動の実施	多くの子どもが様々な自然や文化・芸術に触れることができるよう、土日や長期休業の期間を中心に、自然体験活動やものづくり等の体験型事業を継続して実施します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
参加者の事業に対する肯定的な回答の割合(%)	94	95	95	95	95	95

※体験内容が変わっても、参加した多くの子どもたちにとって有意義な体験になることを目指します。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
優れた音楽・芸術に触れる機会の提供	優れた音楽や文化・芸術に触れる機会を提供し、体験を通して、豊かな心を育みます。

2-4 体力づくりの推進

学校と家庭・地域・大学などが連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、児童生徒の健やかな身体を育みます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
「体力向上ジャンプアップ」推進事業	小中学校は、体力テスト結果等から体力実態を明らかにし、体力向上の取組を行います。この取組を集約し、情報提供を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国体力・運動能力調査で全国平均値を上回った項目の割合(%)	85	85	85	85	85	85

※年度により対象となる子どもが変わるため、5年間を見通した指標ではなく、単年度毎に事業の到達状況を示す指標とします。
 ※日常生活で子どもが体を動かす機会が減る中で、各学年とも全国上位の水準を維持していきます。(学年ごとに8種目中7種目以上で全国平均を上回ると85%)

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
運動大好きプロジェクト	児童生徒の体力向上指導者養成研修(教員研修センター主催)等へ教員を派遣します。新潟市体育指導者講習会で同様の研修を行い、教員の資質向上を図り、児童生徒がより運動好きになるように努めます。また、全国運動習慣調査の結果を分析し、情報提供します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
全国運動習慣等調査中2生徒の「運動が好きですか」の肯定的評価の割合(%)	85	85	85	85	85	85

※年度により対象となる子どもが変わるため、5年間を見通した指標ではなく、単年度毎に事業の到達状況を示す指標とします。
 ※子どもが体を動かす機会が減る中で、全国上位の水準を維持していきます。

2-5 健康づくり・食育の推進【視点4】

子どもが生涯にわたって心身ともに健康に生き抜く力を育むために、自らの健康に関心を持ち、健康の増進、病気の予防など、健やかに生きるための主体的な健康づくりができるよう支援します。

また、子どもが、バランスのよい食事や正しいマナー、食べ物大切さなどを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるよう、家庭と連携した食に関する指導を推進します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
児童生徒の生活習慣病予防対策事業	児童生徒が、自らの健康や生活習慣病予防に対する意識を高め、子どもの頃から望ましい生活習慣を築くことにより、生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、定期健康診断に加え、小学校4年生と中学校1年生の希望者に生活習慣病健診を実施し、健康教育の一層の充実を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
肥満傾向の児童生徒の割合(%)	7.32	7.32	7.32	7.32	7.01	7.01
痩身傾向の児童生徒の割合(%)	2.43	2.43	2.43	2.43	2.41	2.41

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
児童生徒のむし歯・歯周疾患予防対策事業	小中学生のむし歯・歯周疾患を予防する対策を実施します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中学1年生一人平均むし歯(う歯)本数	0.38	0.37	0.36	0.35	0.34	0.33

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
食育推進事業	学校給食に関する研究を行う「研究推進校」を指定し、学校給食への理解を深め、家庭や地域と連携しながら食に関する指導を推進します。また、スクールランチ実施校には、栄養士資格保有者を派遣し、食育指導を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
食育指導者の派遣校数	16	19	21	23	25	27
児童生徒の朝食欠食率(%)	1.93	1.90	1.85	1.80	1.75	1.70

●事業4

事業名	事業のねらいと概要
学校給食の充実	学校給食においては、ご飯を基本とし、地域の食材を使った栄養バランスのよい日本型の食事を推進します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地場産農林水産物の使用率(%)	16.9	17.0	17.1	17.2	17.3	17.4

2-6 青少年の健全育成の推進

子ども・若者に関する相談及び助言、支援事業などを実施し、自立に向けた取組を行います。また、街頭育成活動や青少年関係団体の活動への支援を行うとともに、公民館で、引き続き青少年が安全で自由に過ごすことができる場を確保し、青少年のための健全な環境づくりを進めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
若者支援事業	新潟市若者支援センターで、若者の社会的自立・職業的自立に向け、若者が自分に自信を持ち社会性を身に付け、夢や目標に向かって動き出すことを支援します。また、若者支援センター及び地域で活躍できる若者支援者を養成します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
継続支援終了者の割合(%)	35	38	41	44	47	50
若者支援者養成研修会参加者数	84	前年度を上回る	-----	-----	-----	166

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
青少年健全育成事業	新潟市繁華街を中心とした街頭育成活動や非行防止キャンペーン活動などを通して、青少年の非行・被害の未然防止に取り組めます。また、各地区青少年育成団体等の活動支援や「わたしの主張大会」の取組を推進し、青少年の健全な成長を支える地域力の活性化を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
街頭育成活動における1回当たりの声掛け数(回)	4.6	4.9	5.2	5.5	5.8	6.0
わたしの主張大会応募学校数・団体数	25	26	27	28	29	30

※声掛けを積極的に行うことで、非行等の未然防止につなげます。

※学校や育成協からの応募数を増やすことにより、より多くの子どもの参加を促し、学校内や地域での取組を活性化します。

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
青少年の居場所づくり事業	子どもたちが安全で自由に過ごすことができるよう、公民館の一室または共有スペースを「子どもの居場所」として開放します。また、各図書館で青少年向けの図書を集めた「ティーンズコーナー」と学習や読書に利用できる席を設置します。

基本施策3 創造性に富み、世界と共に生きる力の育成

施策

- 3-1 地域学習の充実
- 3-2 外国語教育・国際理解教育の充実【視点1】
- 3-3 情報教育の充実とICTを活用した教育の推進【視点1】
- 3-4 社会の変化や新たな課題に対応できる教育の推進
- 3-5 帰国・外国人園児児童生徒への教育の推進

施策の計画

3-1 地域学習の充実

未来の新潟を担う子どもたちが、自分たちの住む郷土新潟を広く知り、深く愛せる人になるよう、学校において地域学習を推進するとともに、公民館においても地域の文化や伝統を体感できる活動を推進します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
学校における地域学習の推進	学校において、地域の特色を調べたり、発信したりするなどの活動を行い、地域に対する誇りや地域を愛する心を育みます。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
伝統文化の体験学習	子どもたちが、地域や日本の伝統文化を体験するための学習の機会を設けます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
伝統文化の体験学習事業の参加者数(人)	6,293	前年度以上	-----	-----	-----→	6,400

3-2 外国語教育・国際理解教育の充実【視点1】

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う取組を実施します。

我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深めるとともに、広い視野をもって諸外国の人々と互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築きながら共に生きていく資質・能力を育成します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
外国語指導助手(ALT)配置事業	「英語を用いて何ができるようになるのか」という観点から、コミュニケーションの場面、状況や目的を明確に設定した言語活動を通して、コミュニケーション能力を育成します。外国語指導助手(ALT)を全ての市立小中学校、市立中等教育学校、市立高等学校に配置することで、英語でコミュニケーションを図る必然性をもたせます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
イングリッシュセミナーにおける参加生徒の振り返りにおける満足度(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		90
市雇用ALT受入報告書における学校の満足度(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		80

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
国際交流推進事業	言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う取組を実施します。 地域の歴史や文化、伝統などに対する理解を深めるとともに、積極的に海外に目を向け、広い視野をもって諸外国の人々と互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築きながら共に生きていく資質・能力を育成します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
海外訪問に参加した児童生徒のうち、「訪問の経験を今後にかかすことができる」と回答した児童生徒の割合(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		100
国際子どもフォーラムに参加した児童生徒のうち、「今後も諸外国の人々と積極的にかかわりたい」と回答した児童生徒の割合(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		100

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
外国語教育支援事業	小学校3年生から高等学校3年生までの10年間の外国語教育についての研修等を実施し、コミュニケーションを図る目的、場面、状況を明確に設定した言語活動を取り入れた「児童生徒にとって分かる・できる授業」を推進します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
各種研修(外国語教育マネジメント研修等)における参加者の満足度(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		85
児童の外国語の学習が分かるという肯定的評価の割合(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		80
生徒の外国語の学習が分かるという肯定的評価の割合(%)	/	アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		80

3-3 情報教育の充実とICTを活用した教育の推進【視点1】

グローバルな視点を踏まえた持続可能な社会を築くための実践力を育成するために、ICT機器の積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を図り、共に学び、互いに伝え合う授業を推進します。また、プログラミング的思考を育む授業づくりを推進します。

●事業1-①

事業名	事業のねらいと概要
学校教育情報化推進事業	児童生徒が、学びやコミュニケーションのツールとしてICT機器を活用できるよう、学校の指針となる計画を作成して普及を図るとともに、必要な環境の整備を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新潟市学校教育情報化推進委員会(仮称)の活動		組織立ち上げ 計画作成	計画の 周知浸透 環境整備	計画の 周知浸透 環境整備	計画の 周知浸透 環境整備	計画の 周知浸透 環境整備

※文部科学省のGIGAスクール実現事業の動向に合わせて指標を見直します。

●事業1-②

事業名	事業のねらいと概要
タブレット等ICT活用に係る教職員研修	タブレット等のICT機器を適切に活用した学習活動の充実と情報活用能力の育成を目指し、授業における活用方法等についての研修会を実施します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アンケートで「今後、学んだことを使ってみたい」と回答した参加者の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を 上回る	----->	----->	90

※文部科学省のGIGAスクール実現事業の動向に合わせて指標を見直します。

●事業1-③

事業名	事業のねらいと概要
プログラミング教育に係る教職員研修	プログラミング的思考を育むための学習活動の充実のために、実践例や指導方法についての研修会を実施します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アンケートで「今後、学んだことを使ってみたい」と回答した参加者の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を 上回る	----->	----->	90

●事業1-④

事業名	事業のねらいと概要
ICT機器を活用した学習活動の充実	コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを活用した学習活動の充実を図ることを通して、「学習の基盤となる資質・能力」である情報活用能力等を育成します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「新潟市の学校教育」実践状況調査において、「児童生徒が情報活用能力を育むために、ICTを活用した授業を実践していますか」の項目について、肯定的な回答をした小中学校の割合(%)	95.7	96	96.5	97	98	100
「新潟市の学校教育」実践状況調査において、「児童生徒の情報モラルが向上する授業を実践していますか」の項目について、肯定的な回答をした小中学校の割合(%)	95.7	96	96.5	97	98	100
全国学力・学習状況調査児童質問紙の質問項目「5年生までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか」で、「週1回以上」と回答をした児童(小6)の割合(%)	22.9 (全国30.6)	前年度を上回る	-----	-----	70	90
全国学力・学習状況調査児童質問紙の質問項目「1・2年生のときに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使用しましたか」で、「週1回以上」と回答をした生徒(中3)の割合(%)	22.3 (全国30.6)	前年度を上回る	-----	-----	70	90

※文部科学省のGIGAスクール実現事業の動向に合わせて指標を見直します。

3-4 社会の変化や新たな課題に対応できる教育の推進

社会の変化や新たな課題に適切に対応できる力を育むために、持続可能な開発目標(SDGs)達成を目指した、持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)を推進し、様々な問題について考え、立ち向かい、解決するための学びを推進します。環境教育、国際理解教育等の持続可能な発展に関わる諸問題に対応する個別の分野にとどまらず、環境、経済、社会の各側面から総合的に取り組む教育活動の一層の充実を図ります。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
持続可能な開発のための教育(ESD)推進事業	現代社会における様々な問題を、自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことで、持続可能な社会づくりに必要な価値観や資質・能力を育成するため、ESDの推進を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ESDを本校の教育計画に位置付けている学校の割合(%)	90	90	前年度を上回る	-----	-----	100

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
環境学習の充実	各学校・園で行われている地域の自然を生かした環境学習の成果を他校や市民に公開し、環境保全に対する意識を広めます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「地域の特色を生かした環境学習支援事業」を推進する学校数(延べ)	9	9	18	27	36	45

※指標には、毎年新規校を含みます。

3-5 帰国・外国人園児児童生徒への教育の推進

帰国・外国人園児児童生徒の受入体制の整備に努め、それらの園児児童生徒と共に学び、高め合う教育を進めます。

日本語指導が必要な帰国・外国人園児児童生徒などに、日本語指導協力者による個別指導を行い、日本語使用能力や日本での生活への適応力を高めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
日本語指導協力者派遣事業 帰国・外国人園児児童生徒への支援体制の整備	帰国・外国人園児児童生徒の日本語使用能力や日本での生活への適応力を高めるため、該当園児児童生徒が在籍する市立学校に日本語指導協力者を派遣します。 日本語の指導を要する園児児童生徒の在籍校やその地域における環境整備を含めた効果的な日本語指導及び支援のあり方を探ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
日本語指導協力者の指導により、日本語能力が向上した帰国・外国人園児児童生徒の割合(%)	85	85	85	90	90	90

共生社会の実現を目指すインクルーシブ

基本施策 4

教育システムの推進

施策

4-1 子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進【視点4】

施策の計画

4-1 子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進【視点4】

就学時から卒業まで切れ目のない支援を充実するため、相談と研修を行い、子ども一人一人の障がいの特性について保護者、教職員、子どもの理解を深め、共に認め合い、高め合うインクルーシブ教育システムを構築します。就学先の決定に際しては、子ども本人・保護者の意向に寄り添って必要な支援を決定するとともに、障がいのある子ども一人一人のニーズを把握し、「合理的配慮」の提供に努めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
合理的配慮の提供	障がいのある子どもについて、個別の教育支援計画作成を通して個々のニーズを把握していくことにより、人的支援等「合理的配慮」の提供に努めます。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
特別支援教育サポートネットワーク事業	特別支援教育サポートセンター、区教育支援センター、地区特別支援教育コーディネーター、市立特別支援学校を核としたサポートネットワークの一層の活用に向けて、管理職及び特別支援担当者等の研修に努めます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
研修会参加者の理解度(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		90
アンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合(%)		アンケート実施 指標設定	前年度を上回る	----->		90

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
早期からの就学支援推進事業	区教育支援センターや特別支援教育サポートセンターの相談窓口を充実させ、就学相談会や就学ガイダンスを通じ、早期からの継続的な就学相談・支援に努めます。また、就学前の療育、保育、福祉、医療諸機関と連携して、保護者との情報共有を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特別支援学級在籍児童の入学支援ファイル提出率(%)	97	98	100	100	100	100

校種間・学校間連携を生かした特色ある 学校・園づくり

基本施策 5

施策

5-1 就学前から義務教育修了までの一貫した教育の推進

施策の計画

5-1 就学前から義務教育修了までの一貫した教育の推進

教育は、将来の社会的自立に至る長期的な視野のもとで行うことが重要であるという視点に立ち、幼児教育から中学校教育までの教育の連続性を高めます。各校種間において、子どもの良さを共有し、認め、伸ばしていくことで自己肯定感を育てます。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を充実させることで、子どもがそれまでの学びを生かし、かかわる力や主体性を発揮させながら学びに向かう姿勢を育みます。また、各中学校区において、学校課題や地域特性、教育環境を踏まえた小中一貫した教育を推進することで、各小中学校の教育活動を一層充実させます。

●事業 1

事業名	事業のねらいと概要
幼保こ小連携推進事業	入学前の幼児の実態を把握し、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた円滑な接続ができるように、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との職員同士の交流、研修等を通して、新潟市共通幼小接続期カリキュラムの周知・浸透を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新潟市共通アプローチ・カリキュラムを自園のカリキュラムに取り入れた園の割合(%)	30	前年度を上回る	-----	-----	-----	95
接続を見通したスタートカリキュラムの編成・実施が行われている小学校の割合(%)	31	前年度を上回る	-----	-----	-----	100

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
新潟市の小中一貫した教育の推進	<p>中学校区を単位とした小中学校間において、子どもたちの学習や学校生活への適応に関する課題の解消を図ります。子どもたちの良さを共有し、褒めたり励ましたりする機会を増やすことで、子どもたちの自己肯定感を高め、各小中学校の教育活動を充実させます。</p> <p>「目指す子どもの姿」を設定することにより、小中一貫した教育の柱をつくります。そして「共通プログラム」を策定し実践することで、「目指す子どもの姿」の達成を図り、各小中学校の教育活動の接続を進めます。さらに、これまで実践してきた小中合同の教育活動などは「独自プログラム」として継続します。</p>

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「目指す子どもの姿」の設定が完了した中学校区数	26	56	/	/	/	/
「共通プログラム」、「独自プログラム」を策定し、実践した中学校区数	8	/	20	30	42	56

※令和2年度までにすべての中学校区で「目指す子どもの姿」の設定を完了する予定です。

※「共通プログラム」と「独自プログラム」、「目指す子どもの姿」の設定が完了した後に策定し、実践する予定です。

基本施策6 人権を守り共に支え合う社会の推進

施策

6-1 人権教育・同和教育の推進、男女平等教育の推進

施策の計画

6-1 人権教育・同和教育の推進、男女平等教育の推進

日常生活の中で市民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するための人権教育、同和教育、男女平等教育を進めます。

職員一人一人が人権問題や同和問題に関心を持ち、理解と認識を深め、市民の良き相談役・パートナーとしての資質を高めるとともに、公民館では、女性セミナーや人権講座、家庭教育学級などの事業を通して、市民に人権意識を啓発します。また、人権問題や同和問題について、教職員が差別の現実を正しく認識し、子どもへの教育を推進します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要					
学校における人権教育・同和教育の推進	人権教育、同和教育の推進のために、校内研修などが全ての教職員に確実に実施されるように支援します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人権教育、同和教育に関する校内研修を実施した学校の割合(%)	100	100	100	100	100	100

●事業2

事業名	事業のねらいと概要					
公民館における人権教育の推進	人権意識の啓発を図るため、女性や子ども、障がいのある人や外国籍の人たちの人権を学ぶ講座などを実施・継続します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公民館の人権教育事業の参加者数	3,225	前年度以上	-----	-----	-----	3,300

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
新潟市人権教育研修会	行政職員(市長部局、教育委員会)や学校教職員等を対象に、人権教育研修会を開催し、職員一人一人が人権問題や同和問題に関心を持ち、理解と認識を深め、市民の良き相談相手役・パートナーとしての資質を高めます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
アンケートで「人権問題・同和問題への理解が深まった」と回答した職員の割合(%)	94	100	100	100	100	100

※年度により研修に参加する職員が変わっても、全ての職員が確実に理解できるような研修を目指します。

●事業4

事業名	事業のねらいと概要
男女平等教育の推進	児童生徒が自分らしさを大切にして、個性や能力を発揮し、固定的な性別的役割分担意識にとらわれずに主体的に進路や職業を選択できるよう、キャリア形成に係る学びを充実させることを目指して実施します。各校に改訂版学習資料及び指導の手引を配付するとともに、男女平等教育推進研究会を開催し、指導内容の改善を図ります。

●事業5

事業名	事業のねらいと概要
各種啓発図書の展示	人権啓発や男女共同参画等を推進するために、関係課と連携協力し図書を集めた展示を実施し、学校での授業や学校図書館の展示に必要な図書を提供します。

基本施策7 家庭教育の充実と子育て支援

施策

7-1 家庭教育・子育て支援の充実【視点2】

7-2 乳幼児期からの読書活動推進【視点2】

施策の計画

7-1 家庭教育・子育て支援の充実【視点2】

家庭の教育力の向上に向け、学校と家庭及び地域と家庭の連携の推進、家庭教育に関する不安や疑問などに対応する学習機会や相談体制の充実に取り組みます。子育て中の保護者が安心して学習できる機会や家庭教育に関する情報を提供するとともに、子育ての悩み等を共有できる仲間づくりを進めるなど、学びを生かす取組も支援します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
家庭教育振興事業	子どもの成長期に合わせて、子育てに関する知識や親としてのかかわりなど必要な情報を提供します。また、学校などと連携・協力しながら、家庭教育の啓発を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭教育学級でのアンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合(%)	84.4	前年度以上	-----	-----	-----	90
保護者を対象とした家庭教育にかかわる講座等を実施した小中学校の割合(%)	アンケート実施指標設定	前年度以上	-----	-----	-----	93.8

※家庭教育にかかわる講座等には、PTA等が主催するものも含まれます。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
子育て支援事業	子育て中の保護者に家庭教育の知識や情報を提供します。また、子育てフリースペース事業では公民館に乳幼児期等の親子が自由に出入りできる場所を設けたりイベントを実施したりして、親同士の交流を促進します。

7-2 乳幼児期からの読書活動推進【視点2】

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよりよく生きる力を身に付けていく上で欠くことのできない読書活動を推進するとともに、読書を通して親子のきずなを深めるために、保護者を対象とした取組を行います。

また、乳幼児と一緒に図書館を利用しやすいように環境を整備します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
ブックスタート事業	乳幼児期からの読書習慣の形成を目指すために、1歳誕生歯科健診会場で、ボランティアが親子一組ずつに、絵本を通した親子のふれあいや読み聞かせの意義などの説明と絵本の読み聞かせを行い、希望する絵本を1冊手渡して、絵本を通した親子のふれあいや読み聞かせの大切さを伝えます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ブックスタートアンケートにおいて家庭で読み聞かせをしていると回答した割合(%)	81.4		83		85	

※3歳児保護者対象の「ブックスタートアンケート」(隔年実施)で調査します。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
赤ちゃんタイム	乳幼児連れの保護者のための時間を設けるとともに、一般の利用者への周知と理解を図ることで、乳幼児を連れた保護者が図書館を利用しやすい環境づくりをする。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中央図書館及び各区中心図書館において週2回以上実施した館数	2館は週2回 5館は週1回	前年度の実績を踏まえて毎年度設定				全7館で週2回以上実施

人生 100 年時代を見据えた循環型 生涯学習の推進

基本施策 8

施策

- 8-1 学び育つ各世代への支援【視点 2】
- 8-2 学習成果を生かす活動への支援【視点 2】

施策の計画

8-1 学び育つ各世代への支援【視点 2】

あらゆる世代の市民の主体的な学習活動を推進するため、高等教育機関及び企業と連携しながら、時代や社会の変化並びに市民の学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供を効果的に進めていきます。また、市民一人一人の学習活動や、市民が学びに出会い、学びを深めていく場を支援するため、広く学習情報や資料を提供していきます。また、生涯にわたる学びの基礎となる読書習慣の定着を図るため、子どもの読書環境を整備します。

●事業 1

事業名	事業のねらいと概要
にいがた市民大学開設事業	現代的な課題など専門性の高い講座や、時代や社会の変化並びに市民の学習ニーズに対応した講座を通して、より豊かな市民生活に資するため、高等教育機関等と連携しながらにいがた市民大学を開設します。受講後は学習で得た知識や経験等が地域活動や教育活動で生かされるよう、受講生による自主グループ化の支援に努めます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受講者の満足度(前期・後期講座、特別講座)(%)	82	前年度以上	-----	-----	-----	90
受講者主体による自主グループ数	14	15	16	17	18	19

●事業 2

事業名	事業のねらいと概要
現代的課題を学ぶ公民館事業と学習成果を発表する場の提供	市民の自発的な学習活動を支援するために、青年期から高齢期までの各世代の課題やニーズに応じた様々な公民館事業を展開します。また、文化祭などを開催し、市民に学習成果を発表する場を提供します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
現代的課題を学ぶ講座等に参加した人の満足度(%)	95	95	95	95	95	95

※課題やニーズに応じた公民館事業を展開し、参加者の満足度を維持していきます。

●事業3

事業名	事業のねらいと概要					
子どもの読書環境整備事業	子どもが読書習慣をつけるために、子どもまたは親子を対象とした事業の実施やうちどく(家読)推進のために各種事業を実施し、子どもの読書環境整備を進めます。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市立図書館の児童書貸出冊数	1,181,182	前年度以上	-----	-----	-----	1,185,000

●事業4

事業名	事業のねらいと概要					
市民に身近な生活課題解決のための情報提供事業	市民の生活課題や地域課題の解決に役立つよう、資料や情報を提供するとともに様々な講座を開催します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
情報提供を受けた人と講座に参加した人の満足度(%)	82	前年度以上	-----	-----	-----	90

8-2 学習成果を生かす活動への支援【視点2】

市民が学んだ知識や成果を教育活動や地域に生かすために、生涯学習ボランティアなどを育成するとともに、学校や地域などと連携しながら、その活動の場を支援します。また、地域課題学習を通して地域活動を担う人材を育成し、地域コミュニティ協議会などの地域団体の地域課題解決を支援します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要					
生涯学習ボランティア育成事業	市民一人一人が自らの学習で培った知識や経験を地域活動や教育活動等に生かすとともに、その活動が新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることにつながるよう、人材の育成と活動を支援します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
生涯学習ボランティアバンク登録者数	1,367	1,390	1,410	1,430	1,450	1,470
生涯学習ボランティア活動件数	550	560	570	580	590	600

●事業2

事業名	事業のねらいと概要					
地域活動を担う人材の育成	市民の主体的な地域課題学習を支援するために、地域コミュニティ協議会などの地域団体と連携しながら、地域活動を担う人材を育成します。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域コミュニティ活動の活性化を支援する事業で学んだ成果を今後を生かしたいと回答した割合(%)	80	82	84	86	88	90

地域と学校・社会教育施設が協働する 教育の推進

基本施策 9

施策

- 9-1 地域と共にある学校づくりの推進【視点3】
- 9-2 広報広聴活動の推進
- 9-3 地域人材や高等教育機関、企業等との連携の推進

施策の計画

9-1 地域と共にある学校づくりの推進【視点3】

「地域とともにある学校」を目指し、学校と地域が共通の目標をもって、学校と社会教育施設、家庭、地域をつなぐネットワークづくりをさらに進め、協働事業を一層推進します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要					
コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会を設置し、保護者、地域、学校が一体となって子どもの成長を支える体制を築き、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」を目指した学校づくりを進めます。					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校運営協議会の設置中学校区数 ※()内は学校数		4	8	56 (165)	56 (165)	56 (165)
制度が機能していると回答した協議会の割合(%)		80	80	80	85	90

●事業2

事業名	事業のねらいと概要					
地域と学校パートナーシップ事業	<p>学校教育活動のさらなる充実を図り、学・社・民の融合による教育を進めることを目的として、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターを配置し、以下の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり ・学校の教育活動、課外活動における地域人材の参画と協働 ・学校における地域の学びの拠点づくり ・学校の教育活動の様子を地域に発信 <p>※「地域活動を結ぶネットワークづくり」や「地域人材の参画と協働」には、市立高等学校におけるインターンシップも含まれています。</p>					
指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1校あたりの学校支援ボランティア延べ人数	1,989	2,050	2,080	2,110	2,140	2,170
市立高校生インターンシップ受け入れ企業数	22	24	26	28	30	32

9-2 広報広聴活動の推進

地域と学校、行政などが一層連携した取組を行うために各々のニーズや課題、教育資源などについて理解し合い、協働できる取組を進めます。

学校の子どもたちや生涯学習にかかわる市民の様子をはじめ、関連する教育委員会の施策を、保護者・地域・学校に積極的に発信していきます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
区教育ミーティングの開催	各区で年2回の教育ミーティングを開催し、全市的な教育情報の周知を図るとともに、地域の教育課題の把握に努めます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
区教育ミーティングの参加者満足度(%)	令和元年度実績を受けて設定	前年度を上回る	----->			80

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
中学校区教育ミーティングの開催	中学校区ごとに教育ミーティングを開催し、中学校区における教育課題の把握と地域や学校関係者との意見交換を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
中学校区教育ミーティングの参加者満足度(%)		アンケート実施指標設定	90			

※令和4年度から全市立小中学校で導入するコミュニティ・スクールの計画において、中学校区学校運営協議会合同会の中で中学校区教育ミーティングの開催内容を実施できるように検討します。

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
教育情報発信事業	新潟市ホームページによる「にいがた共育通信」の発信を行い、全市的な教育情報を広報するとともに、学校教育や社会教育における特色のある活動を紹介していきます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
「にいがた共育通信」への年間アクセス件数	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000	23,000

9-3 地域人材や高等教育機関、企業等との連携の推進

地域の専門的な技能や経験をもつ人材、企業等の協力により、平日の放課後や土曜日ならではの豊かな体験活動や多様な学習機会を児童に提供します。

地域コミュニティ協議会などの地域団体と連携・協働しながら、地域課題の解決を支援します。大学との連携を推進し、大学の人的・物的資産を積極的に活用することにより、市民のニーズにより広く対応したり、教職員研修の質を高めたりします。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
子どもふれあいスクール事業	小学校PTAと教育委員会の共催により、週1～3回平日の放課後や土曜日の午前中に小学校の体育館や余裕教室などで、児童の自由遊びを基本にした「子どもふれあいスクール」を開催し、体験活動など様々な活動を実施します。また、放課後児童クラブと連携した取組を進めます。 ふれあいスクールにおける体験活動や学習機会提供のための「ふれあいプログラム」を作成し、多様な活動を働き掛けます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子どもふれあいスクール平均児童参加率(%)	13.4	13.5	13.6	13.7	13.8	13.9
ふれあいプログラム活用校数	35	37	38	39	40	41

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
公民館と地域団体との協働事業	毎年、様々な地域コミュニティ協議会と連携し、世代間交流や地域の絆づくりなどの協働事業を行うことによって、それぞれの地域課題の解決を支援していきます。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
公民館と連携事業を実施する地域コミュニティ協議会数	56	57	58	59	60	61

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
図書館と教育機関・企業との連携協力	教育機関や地域団体、地元企業等と連携・協力を進め、地域課題の解決や地域活動を担う人材を育成するための資料や情報を提供します。 ・教育・社会福祉施設のほか、地域活動団体や民間店舗等を含む団体への図書館資料の貸出(学校除く) ・新潟大学附属図書館・新潟県立図書館との配本ネットワークの実施

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
図書館から学校以外の団体への貸出冊数	71,786	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000

※デジタルメディアの普及に伴い、活字離れが進む中で、外部機関等との連携・協力により現状の貸出冊数を維持します。

●事業4

事業名	事業のねらいと概要
教職員研修における大学との連携	各種教職員研修に大学の教員を招聘することにより最新の知見を生かした質の高い研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

施策

- 10-1 保護者や地域と連携した安心安全な学校づくりの推進【視点4】
- 10-2 教育の機会均等を図るための取組の推進【視点4】

施策の計画

10-1 保護者や地域と連携した安心安全な学校づくりの推進【視点4】

児童生徒の通学時の安全対策上の課題を組織的・定期的に検討し、交通事故防止や不審者対応などへの体制づくりを進め、その充実を図ります。また、災害時に危険を自ら察知し、率先して安全を確保するための行動ができるよう、自然災害の特徴や地域の自然環境・災害防災について発達段階に応じて学ぶ防災教育を充実させます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
地域見守り活動支援事業	小学校区毎に、子どもの登下校の安全確保のための見守りを目的としたボランティア組織「子ども見守り隊」を設置し、時間や場所を明確にした見守り活動を行います。また、登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を開催し、継続して見守り活動の改善を行います。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子ども見守り隊を組織し、見守り活動を行っている学校の割合(%)	100	100	100	100	100	100
登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」を開催した学校の割合(%)	100	100	100	100	100	100

※確実に子どもの安全を確保するために、すべての小学校区において実施することを最低限の指標としました。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
「防災教育」学校・地域連携事業	「防災教育」学校・地域連携事業を通じて自校化してきた各校の防災計画を、社会や自然の状況、学校区の状況に応じて地域と連携しながら改善を進めます。

10-2 教育の機会均等を図るための取組の推進【視点4】

経済的理由により就学の機会が失われることがないように、また、誰もが安心して学習に取り組む、多様な進路選択ができるよう、教育機会の確保に向けた取組を進めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
就学援助制度	経済的理由により就学困難な子どもの保護者へ学用品費などに係る経費を援助することで、義務教育における教育の機会均等を図ります。 また、支援を必要とする人が確実に制度を利用できるよう、適切な周知方法を検討します。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
新潟市奨学金貸付事業	大学等への修学のために経済的支援が必要な生徒、学生へ奨学金の無利子貸付を行うことで、高等教育における教育の機会均等を図ります。また、返還の不安を解消することで、在学中も安心して勉学に励めるよう、一定の条件に該当する奨学生には返還金の一部を免除します。

基本施策 11 学校教育・生涯学習環境の基盤づくり

施策

- 11-1 学校施設の整備
- 11-2 市民の多様な学習に応じた学習環境の整備【視点4】
- 11-3 学校適正配置に向けた取組
- 11-4 市立幼稚園の再編に向けた取組

施策の計画

11-1 学校施設の整備

学校の統合や児童生徒数の急増などに対応するほか、施設の長寿命化に向けた大規模改造などを行い、より安全で快適な教育環境の整備を進めます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
学校施設整備事業	学校の統合や児童生徒数の急増等に対応した施設整備を行うとともに、老朽化した校舎の大規模改造やトイレ改修などを行うことにより、教育環境の改善を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新增改築・大規模改造実施校数	8	10	(10)	(10)	(10)	(10)
トイレ洋式化率(%)	59	61	63	65	67	69

※新增改築・大規模改造実施校数は、令和3年度実施の老朽度調査の結果を勘案し、国の予算状況を見ながら毎年度設定します。
 ※トイレ洋式化率は、過去実績に基づき毎年度2%上昇としています。(学校に設置されている便器の内、様式便器の割合)

11-2 市民の多様な学習に応じた学習環境の整備【視点4】

市民の生涯にわたる多様な学習活動や地域課題等の解決を支援するため、生涯学習センターや図書館の機能と様々な媒体を有効に活用しながら、情報を積極的に発信するとともに、情報や資料等の収集・提供と相談体制の充実を図ります。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
学習情報提供事業	市民の生涯にわたる多様な学習活動や地域課題等の解決を支援するため、本市で実施する多様な講座や市民活動機会の情報を整理し、ホームページ等を通じて情報提供に努めます。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
図書館サービス事業	図書館情報システムやホームページを運用するとともに、配本車の運行により、図書館資料を効率的に市民に提供します。また、国立国会図書館の図書館向けデジタル資料送信サービスの提供や、新潟市のデジタルアーカイブ公開など、インターネットを活用した情報を提供します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市民一人当たりの図書館資料(雑誌、AVを含む)貸出点数	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4

※デジタルメディアの普及に伴い、活字離れが進む中、様々な情報に対するニーズに応えながら、現状の貸出点数を維持します。

11-3 学校適正配置に向けた取組

様々な個性をもつ児童生徒に、多様な考え方に触れさせ、豊かな心や集団性・社会性を育むとともに、互いにかかわり合い、コミュニケーションを通じた学びにより資質・能力を育むことができるように、望ましい学校規模の実現に向けて地域との協議を進めます。

11-4 市立幼稚園の再編に向けた取組

「言語表現能力や集団とのかかわりの中で自己発揮する力の育成」を目指すとともに、幼児教育の良さを小学校教育に繋げる接続・連携のあり方や、障がいの有無にかかわらず、共に生活し学び育つ指導の在り方について研究・実践します。その成果を広く発信する幼児教育のセンター的役割を担うことができるように、教育環境の効果的な集中を行う「市立幼稚園再編」を進めます。

基本施策 12 市民に信頼される教育関係職員の育成

施策

- 12-1 教育関係職員の研修プログラムの充実【視点5】
- 12-2 教職員への支援体制の充実
- 12-3 信頼される教職員の採用・登用・配置

施策の計画

12-1 教育関係職員の研修プログラムの充実【視点5】

参加者のニーズや社会の動向を踏まえた工夫・改善を通して、教育関係職員が自ら学び続け、高い専門性と豊かな人間性を伸長できるような研修プログラムを継続して実施します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
教育関係職員の研修プログラムの一層の充実	新潟市教職員の資質向上に関する指標に基づく資質・指導力の向上を目指し、教育の動向や学校現場のニーズ、それぞれの職員のキャリアステージに応じた研修体系を構築するとともに、マンツーマン指導を核とした参加型の研修講座を実施します。また、新潟市マイスターを活用して研修の一層の充実を図ります。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
各研修講座における参加者の満足度(%)	89	90	90	90	90	90
各研修講座アンケートで「今後に生かすことができる」と回答した参加者の割合(%)	89	90	90	90	90	90

※各研修講座における受講者の満足度と活用度は4段階評価のAを対象、この数値を維持していくことを目指します。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
「学・社・民の融合」に関する研修の推進	「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」を一層推進するため、地域教育コーディネーターやふれあいスクール運営主任等の実践力を向上させるための研修や、生涯学習・社会教育関係職員の専門的知識と技術を高める研修を開催します。

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
地域と学校パートナーシップ事業研修会参加者理解度(%)	95	95	95	95	95	95
子どもふれあいスクール研修会参加者理解度(%)	98	98	98	98	98	98

※現在、高評価を得ている研修を、今後も内容の工夫・改善をすることで維持します。

12-2 教職員への支援体制の充実

全ての教職員が生き生きと子どもたちと向き合うため、学校・園と教育委員会、保護者・地域が一体となった教職員の働き方改革を推進することにより、働きやすい職場づくりを目指すとともに、教職員の心身の健康の保持増進へのきめ細かな支援を充実させます。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
多忙化解消対策の推進	<p>魅力ある教職員を育成し、質の高い教育活動を行うために、学校園と教育委員会、保護者・地域が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一校一取組で働きやすい職場改革<組織としての挑戦> ・一人一取組で「自分時間」を創造<個の挑戦> <p>長時間勤務が常態化している中で、長時間にわたる時間外勤務をしている教職員を減らす取組を進めながら、全体の時間外勤務の縮減を図ります。</p>

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
月当たり平均時間外勤務時間が45時間を超える教職員の割合(%)	36	30	前年度以下	-----	-----	----->
年間14日以上有給休暇を取得する教職員の割合(%)	58	70	前年度以上	-----	-----	----->

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
部活動指導員派遣事業	<p>中学校の部活動に所属する生徒に対して、より専門的な指導を提供するとともに、部活動顧問の負担軽減を図ります。</p>

●事業3

事業名	事業のねらいと概要
学校事務支援員の配置	<p>教職員の事務的な負担を軽減するため、印刷や資料の整理等を行う学校事務支援員を配置します。</p>

●事業4

事業名	事業のねらいと概要
教職員ヘルスケアシステム	<p>教職員の病気休暇・退職者の減少に向け、教職員の心の健康保持増進、疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、円滑な職場復帰及び復帰後の再発防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談体制の充実 ・医師による面接指導の実施 ・職場復帰のための支援体制整備 ・職員研修の開催 ・健康管理委員会の運営

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教職員のうち精神疾患による療養休暇取得者・退職者(30日以上)の人数	58	前年度を下回る	-----	-----	-----	----->

※計画期間中に療養休暇取得者・退職者数を1割程度削減することを目指します。

●事業5

事業名	事業のねらいと概要
スクールロイヤーの活用	学校現場における対応困難な問題を解決に導くとともに、教職員の時間的・精神的な負担を軽減するため、弁護士による相談や助言を行います。

●事業6

事業名	事業のねらいと概要
スクールソーシャルワーカーの活用	学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働きかけを行うとともに、児童生徒、保護者の環境への働きかけを行い、問題の解決、解消を図ります。

12-3 信頼される教職員の採用・登用・配置

子どもの健やかな成長を支え、地域住民や保護者、子どもから信頼される教職員の採用や管理職の登用を進めるため、人材確保に向けた工夫・改善を行います。また、教育ビジョンを踏まえ、特色ある学校づくりが一層推進できるよう、教職員を適材適所に配置します。

●事業1

事業名	事業のねらいと概要
教員採用選考検査	公平・公正・透明性のより一層の向上を図りながら、人間力を重視した選考を行うとともに、人材確保のための工夫・改善を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用選考検査の実施 ・SNS等を活用した人材確保の取組 ・検査内容の精選や出願資格の見直し

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教員採用選考検査の出願者数	512	500	510	520	530	530

※採用見込みのピークである令和5年度(176人)において、倍率3倍を維持できる人数を目標とします。

●事業2

事業名	事業のねらいと概要
女性管理職の積極的登用	学校運営における男女共同参画の向上を図るため、女性教職員が管理職を目指しやすい環境を整え、女性管理職等の割合を拡大させます。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性教員の学校運営参画意識の啓発 ・教職員のワーク・ライフ・バランスの確立

指標	現状	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
市立学校園の女性管理職(校園長・教頭)の割合(%)	18	20	前年度以上	-----	-----	----->

※取組の成果は、次年度4月1日の発令をもって確定します。

1 用語集

	語 句	解 説
あ	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報の伝達や情報処理に関する技術を総称的に表す語。
あ	アグリ・スタディ・プログラム	新潟市の学校・園で行う田園型政令市・新潟にふさわしい農業体験学習の総称。
い	インクルーシブ教育システム	共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであり、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。
が	学校運営協議会	保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組み。学校運営協議会を設置した学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。
が	学校・学級の支持的風土	認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う温かい学校・学級の風土。
が	学校支援ボランティア 学習支援ボランティア	学校における教育活動、課外活動などを支援する保護者や地域住民等のこと。 特に、授業において個々の子どもの学習を支援する学生ボランティアを「学習支援ボランティア」と呼んでいる。
が	学・社・民の融合による教育	「学」は学校、「社」は公民館や図書館などの社会教育施設、「民」は地域住民、家庭、地域の団体や企業。それぞれが役割を果たし、一体となって推進する教育。
か	カリキュラム	一定の教育の目的に合わせて、考え出された教育内容とその決まった修業年限の間での教育と学習を総合的に計画したものをいう。一般に小学校から大学に至るまでの、各学年での時間割として知られるものも、カリキュラムの一部である。これは狭義のもので、教育課程とほぼ同じである。

	語 句	解 説
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
き	キャリアステージ	教職員一人一人のキャリアは多様であるとの前提の下、研修等を通じて教職員の資質の向上を図る際の目安として設定されたステージ。新潟市では、経験1～5年目の第1ステージ、経験6～13年目の第2ステージ、経験14年目以降の第3ステージの3つのステージに分けられている。
き	キャリア・ノート	児童生徒が、教育活動や日常生活における見通しや振り返りを記述して蓄積していくポートフォリオ的な教材。
き	キャリア・パスポート	キャリア・ノート3年間の記述から抜粋して転記するもので、小学校下学年(1～3年生)用、小学校上学年(4～6年生)用、中学校用、高等学校用があり、校種を超えて12年間引き継いで活用する教材。
き	キャリア発達	社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。
き	教育課程	学習指導要領等に基づき、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等について、学校教育の目的や目標を達成するために、教育内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
き	教育関係職員と教職員	新潟市教育ビジョン第4期実施計画において、教育関係職員とは、学校や教育委員会事務局に勤務する新潟市の職員を指す。また、教職員は学校に勤務する新潟市の職員を指し、教育関係職員に含まれる。
き	教育支援センター	各区における教育に関する窓口と各種相談業務を担うとともに、指導主事の学校訪問など学校への支援を行う教育委員会の機関。
き	共生社会	障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会。平成26年2月に、我が国においても「障害者の権利に関する条約」が効力を生じ、「共生社会」の形成に向けて、障がい者関連法の改正が行われた。

	語 句	解 説
く	区教育ミーティング・ 中学校区教育ミーティング	各区を担当する教育委員が、各区の自治協議会委員、中学校区の保護者などと懇談・意見交換を行い、全市的な教育情報を伝えるとともに、地域における教育の実情などを把握することを目的として開催する会議。
こ	校種間連携	例えば、小学校と中学校との連携のように、違う学校種間での連携。本市では、保育所、認定こども園等との連携も含める。
こ	合理的配慮	学校教育においては、障がいのある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、そのニーズに応じて個別に必要とされるものであり、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。
こ	子どもふれあいスクール	学校施設を地域に開放して、安心・安全な居場所を提供し、子どもと地域の大人がふれあうことにより、心豊かな子どもたちを育むとともに、地域の教育力の向上を図ろうとする事業。地域型、子ども型がある。
こ	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校。 ※学校運営協議会の欄を参照
し	持続可能な開発のための教育(ESD)	ESDとは、地球温暖化・資源などの環境的視点、貧困削減・企業の社会的責任などの経済的視点、雇用・男女平等・平和・人権などの社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含むすべての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的としている。
し	市長部局	保健福祉や都市整備など市長の権限で事務を行う市役所の担当組織をいう。条例の制定や予算の議決など自治体の意思決定を行う議会や、特定の事務について市長から一定の独立した権限をもつ教育委員会などの行政委員会及び水道局などの公営企業を除く。

	語 句	解 説
し	持続可能な開発目標 (SDGs)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された2016年から2030年までの国際目標。政府は、SDGsに関する8つの優先課題を挙げており、その①「あらゆる人々の躍進の推進」では、「子供の貧困対策」や「次世代の教育振興」の取組が盛り込まれている。
し	社会教育施設	人々の学習活動の拠点となる施設であり、公民館をはじめ、図書館、博物館、青少年教育施設等がある。
じ	循環型生涯学習	自ら学んだ成果を地域で生かし、学びを継承していくことで、新たなつながりを広げ、地域課題の解決や地域の活性化を推し進める人材の育成(活動の場の支援)を進めること。
し	生涯学習ボランティア	自らの学習で培った知識や経験を地域活動や教育活動に生かしている人。
じ	情報モラル	ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権等に対する対応や、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりなど、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。
し	食育	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力や食物や自然、食物の生産などにかかわる人々への感謝の心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史などを理解し、尊重する心などを総合的に育むという観点から食に関する指導を行うこと。
ち	地域教育コーディネーター	学校と地域活動や社会教育施設の間の調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営したりするなどの役割を担う職員。
ち	地域と学校パートナーシップ事業	学校教育活動のさらなる充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とした事業。

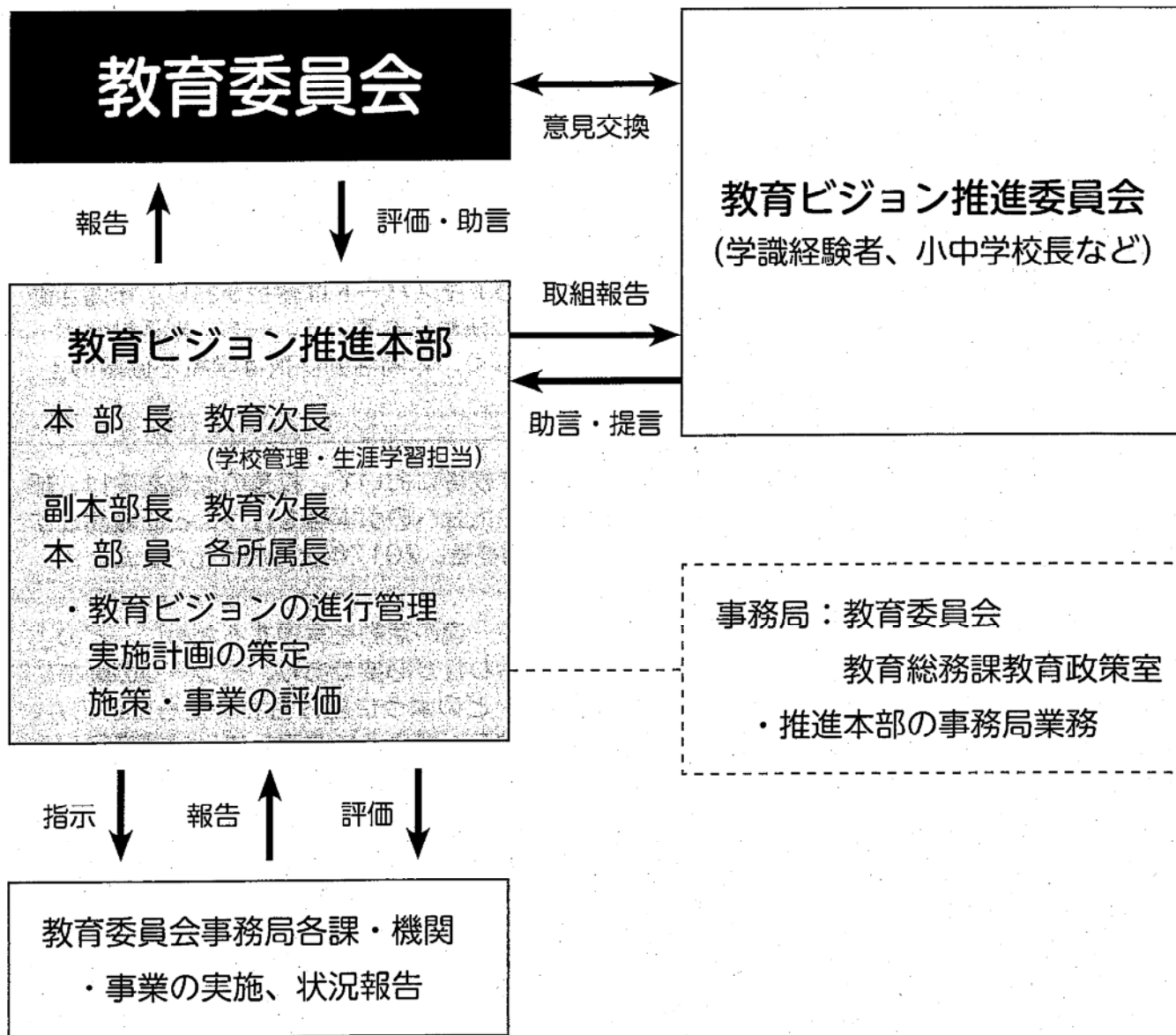
	語句	解説
ち	超スマート社会	ICTを最大限に活用し、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実世界)とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす社会。(第5期科学技術基本計画)
て	デジタルアーカイブ	所蔵資料を電子化して保存・公開するシステム。文書・写真・映像などを対象とし、インターネットを通じて資料目録を検索したり、デジタル画像を閲覧したりできる。
ど	同和問題	日本社会の歴史的発展の過程で形づけられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどの我が国固有の重大な人権問題。
と	読書センター 学習センター 情報センター	学校図書館に期待されている役割。 ○読書センター 児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場としての役割を果たす。 ○学習センター 児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりして、教育課程の展開に寄与する役割を果たす。 ○情報センター 児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする役割を果たす。
と	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
と	特別支援教育サポートセンター	特別支援教育に関する業務を総合的に行う機関。保護者や学校に対する教育相談、各種専門的な検査の実施、特別支援教育に関する教員研修の企画・運営、特別支援教育に関する情報の収集や発信などを行っていく。

	語句	解説
ふ	深い学び	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう学び。
ぶ	部活動エキスパート 部活動サポーター	新潟市立中学校及び中等教育学校前期課程の部活動において、専門的技術指導のできる顧問や、顧問の指導補助がないために部活動の運営や指導に困難をきたしている学校が、地域の指導者を活用することにより、部活動の充実を図り、併せて地域の教育力を生かすことを目的とする。部活動エキスパートは謝金があり、年間活動回数が上限35回に決められている。一方、部活動サポーターは、謝金がなく、年間活動回数は学校と協議の上、決定している。
ぶ	部活動指導員	中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動の外部指導者。2017年度に制度化された。
ぶ	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていくこと。
ま	学びの循環	社会教育や生涯学習活動で一人一人の興味・関心を深め、そこで培った能力や知識・経験を生かしてボランティア活動や社会活動等に取り組み、それらを通してさらに学びを深めるために新たな学習活動に進むなど、学習成果をさらなる活動に生かすこと。
ま	学びのセーフティネット	社会参加・自立に必要な知識・能力を一人一人が身に付けることができるよう、誰もが個性、能力、ライフステージ等に応じて教育にアクセスするための環境を整備すること。

2 推進組織

新潟市教育ビジョン推進体制

R 2. 4. 1現在



1 教育ビジョン推進本部の所掌事務

- (1) 教育ビジョンの実施計画の策定に関すること。
- (2) 教育ビジョンの施策・事業の評価に関すること。
- (3) その他教育ビジョンの推進に関すること。

2 教育ビジョン推進委員会の所掌事務

- (1) 教育ビジョンの実施計画について意見を述べること。
- (2) 教育ビジョンの進捗状況について報告を受け、助言を行うこと。
- (3) その他教育ビジョンの進行管理について助言を行うこと。

新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 新潟市教育ビジョン(以下「教育ビジョン」という)に基づく施策・事業の評価を実施し、教育ビジョンの適切な進行管理を推進するため、教育委員会事務局に新潟市教育ビジョン推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育ビジョンの実施計画の策定に関すること。
- (2) 教育ビジョンの施策・事業の評価に関すること。
- (3) その他教育ビジョンの推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、教育次長(学校管理・生涯学習担当)をもって充て、副本部長は、他の教育次長をもって充てる。

3 本部員は、別表の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

(教育ビジョン策定委員会設置要綱等の廃止)

2 教育ビジョン策定委員会設置要綱及び教育ビジョン策定プロジェクトチーム設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

教育総務課長	学務課長	施設課長
保健給食課長	地域教育推進課長	
学校人事課長	教育職員課長	総合
教育センター所長	学校支援課長	
教育相談センター所長	特別支援教	
育サポートセンター所長	生涯学習	
センター所長	中央公民館長	中央
	図書館長	

新潟市教育ビジョン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市教育ビジョン(以下「教育ビジョン」という。)の進行管理を行うため、新潟市教育ビジョン推進委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 教育ビジョンの実施計画について意見を述べること
- (2) 教育ビジョンの進捗状況について報告を受け、助言を行うこと
- (3) その他教育ビジョンの進行管理について助言を行うこと

(委員構成等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民、識者及び小中学校の校長のうちから構成する。
- 3 委員のうち2人以内は公募により選任し、公募委員の選任方法は別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

- 2 任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会の進行を行う。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、新潟市教育ビジョン推進本部設置要綱第3条で規定する本部長(以下「教育ビジョン推進本部長」という。)が招集する。

- 2 教育ビジョン推進本部長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育総務課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育ビジョン推進本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
(（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 (仮称)新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

新潟市教育ビジョン

第4期実施計画

(令和2~6年度)

議案第 3 2 号

新潟市学校運営協議会規則の制定について

新潟市学校運営協議会規則の制定について，次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 3 月 1 2 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市学校運営協議会規則の制定について

1 改正理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、新潟市教育委員会が所管する学校に学校運営協議会を設置し、その運営に関し必要な事項について教育委員会規則で定めるもの。

学校運営協議会は令和 2 年度からモデル校を設置し、令和 4 年度には新潟市教育委員会
が所管するすべての学校に設置する予定である。

2 改正内容

学校運営協議会を設置する趣旨や、委員の任免の手続き及び任期、議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項について定める。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市学校運営規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会
教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生

徒，児童または幼児の保護者及び当該学校の所在する地域の地域住民等の意見を聞くものとする。

(委員の任命)

第4条 協議会の委員は15名以内とし，次の各号に掲げる者のうちから，教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に係る保護者
- (2) 対象学校に係る地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育員委員会は，対象学校の校長から申し出があつたときは，前項の委員の任命について，当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には，教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職職員とする。

(守秘義務等)

第5条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか，委員は，次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行為，政治活動，宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他，協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(任期)

第6条 委員の任期は2年以内とし，再任を妨げない。

2 第4条第3項の規定により，新たに任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員(第4条第1項第1号から4号まで及び8号に掲げる者のうちから任命された委員に限る。)のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、議事を掌る。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第10条 協議会は、特別な事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第11条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営計画に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 組織の編成に関する事項

(4) 学校予算の編成及び執行に関する事項

(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第12条 協議会は対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるとき、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の職員の任用に関する意見の申し出)

第13条 協議会は、対象校の職員の任用に関して、特定の職員の任用に関する事項を除き、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた対象学校の職員の任用に関する事項

2 協議会は、前項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるとき、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第14条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第15条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

一 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること

二 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(研修等)

第16条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対して、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があったとき
- (2) 委員が第5条の規定に違反したとき
- (3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を
求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

- (1) 「新潟市学校運営協議会規則」の制定により、学校評議員制度の役割が学校運営協議会制度に移行することから、学校評議員に係る一部を改正するもの。
- (2) 市立学校園において、校園長の出張に係る手続きを簡素化するため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 学校運営協議会を設置した学校は学校評議員を置く必要がなくなるため、文言を修正する。
 - (2) 校園長の出張に係る委員会への届出及び委員会の承認を不要とする。
- 併せて、事務長及び事務主任に係る記載を学校教育法施行規則と合わせるための修正を行う。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の4第3項を次のように改める。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

第25条の4第5項を次のように改める。

5 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第26条の3第1項を次のように改める。

学校に、学校教育法施行規則第39条、第49条、第79条、第104条、第113条及び第135条の規定に基づき、学校評議員を置くことができる。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校を除く。

第29条中第2項及び第3項を削る。

第53条第3項を次のように改める。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

改正後（案）	現行	備考
<p style="text-align: center;">第3章 高等学校 （事務長）</p> <p>第53条 高等学校には，事務長を置く。</p> <p>2 事務長は，事務職員をもつてこれにあてる。</p> <p>3 事務長は，校長の監督を受け，事務職員その他の職員が行う事務を総括する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 高等学校 （事務長）</p> <p>第53条 高等学校には，事務長を置く。</p> <p>2 事務長は，事務職員をもつてこれにあてる。</p> <p>3 事務長は，校長の指揮をうけ，事務をつかさどり，部下職員を指揮監督する。</p>	

議案第 34 号

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について

新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会組織規則一部改正について

1 改正理由

- (1) 令和 3 年度全国高等学校総合体育大会（高校総体）の北信越ブロック開催に伴い、学校支援課に「高校総体準備室」を設置するため。
- (2) 特別支援教育サポートセンターに所長補佐を置くことができるようにするため。

2 改正内容

- (1) ・学校支援課に「高校総体準備室」を置くことを定める。
・学校支援課の分掌事務として、令和 3 年度全国高等学校総合体育大会の開催に関することについて定める。
- (2) ・特別支援教育サポートセンターに所長補佐を置くことを定める。
・特別支援教育サポートセンター所長の職務代理者を「主任」と定めているところ、「所長補佐」に改める。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟市教育委員会組織規則（平成19年新潟市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条学校支援課の項を次のように改める。

学校支援課 高校総体準備室 庶務係

第4条学校支援課の項に次の1号を加える。

（6） 令和3年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

第30条中「及び教育相談センター」を「，教育相談センター及び特別支援教育サポートセンター」に改める。

第37条の表特別支援教育サポートセンター所長の項中「主任」を「所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟市教育委員会組織規則(平成19年教育委員会規則第6号)新旧対照表

改正後(案)	現行	備考
<p>(事務局に置く課, 課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を, 課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 教育政策室 (略) <u>学校支援課 高校総体準備室 庶務係</u> (課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は, おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (略) 学校支援課 (略) <u>(6) 令和3年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。</u></p> <p>(所長補佐等)</p> <p>第30条 生涯学習センター, 総合教育センター, <u>教育相談センター及び特別支援教育サポートセンター</u>に所長補佐を, 中央公民館及び中央図書館に館長補佐を置くことができる。 2 (略)</p> <p>(職務の代理)</p> <p>第37条 教育次長, 課長(担当課長を含む。以下この条において同じ。)</p>	<p>(事務局に置く課, 課に置く室及び係)</p> <p>第3条 事務局に次に掲げる課を, 課に次に掲げる室及び係を置く。 教育総務課 教育政策室 (略) <u>学校支援課 庶務係</u> (課の分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する課の分掌事務は, おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (略) 学校支援課 (略)</p> <p>(所長補佐等)</p> <p>第30条 生涯学習センター, 総合教育センター <u>及び教育相談センター</u>に所長補佐を, 中央公民館及び中央図書館に館長補佐を置くことができる。 2 (略)</p> <p>(職務の代理)</p> <p>第37条 教育次長, 課長(担当課長を含む。以下この条において同じ。)</p>	

改正後（案）			現行			備考
又は機関の長に事故があり，又は欠けている場合は，次の表に掲げるところによりその事務を所管する他の職員が，順次その職務を代行する。			又は機関の長に事故があり，又は欠けている場合は，次の表に掲げるところによりその事務を所管する他の職員が，順次その職務を代行する。			
ア 被職務代理人	職務代理人		ア 被職務代理人	職務代理人		
	イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合			イ アに掲げる者に事故があり，又は欠けている場合		
教育次長	課長，総合教育センター所長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長		教育次長	課長，総合教育センター所長，生涯学習センター所長，中央公民館長，中央図書館長		
課長	課長補佐又は室長		課長	課長補佐又は室長		
総合教育センター所長	所長補佐		総合教育センター所長	所長補佐		
生涯学習センター所長	所長補佐		生涯学習センター所長	所長補佐		
中央公民館長	館長補佐		中央公民館長	館長補佐		
中央図書館長	館長補佐		中央図書館長	館長補佐		
教育相談センター所長	所長補佐		教育相談センター所長	所長補佐		
公民館長（中央公民館長を除く。）	最上席の職員		公民館長（中央公民館長を除く。）	最上席の職員		
図書館長（中央図書館を除く。）	最上席の職員		図書館長（中央図書館を除く。）	最上席の職員		

改正後（案）				現行				備考
特別支援教育サポ ートセンター所長	<u>所長補佐</u>			特別支援教育サポ ートセンター所長	主任			
教育支援センター 所長	最上席の職員			教育支援センター 所長	最上席の職員			

議案第 35 号

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

1 改正理由

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」改正されたことにより、規則の名称を改正するもの

2 改正内容

規則名称の改正

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規
則

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年新潟市教育委
員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

本則中「新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を「新潟市情
報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成20年新潟市教育委員会規則第14号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u></p> <p>新潟市教育委員会に対して行うこととされ，又は新潟市教育委員会が行うこととしている申請，届出，通知その他の手続に関し，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において必要な事項は，別に定めるもののほか，<u>新潟市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則</u>（平成20年新潟市規則第78号）の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>新潟市教育委員会に対して行うこととされ，又は新潟市教育委員会が行うこととしている申請，届出，通知その他の手続に関し，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において必要な事項は，別に定めるもののほか，<u>新潟市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成20年新潟市規則第78号）の例による。</p>

議案第 36 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を教育委員会において定めるため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 11 条（市議会 2 月定例会において審議中）の規定に基づき、在校等時間の上限等を設け、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

< 在校等時間 >

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間を管理

< 在校等時間の上限 >

① 1 か月の時間外在校等時間について、45 時間以内

② 1 年間の時間外在校等時間について、360 時間以内

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1 か月の時間外在校等時間 100 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 720 時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ、時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 か月まで）

3 施行期日

令和2年4月1日

<参考>

1 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（市議会2月定例会で審議中） （業務量の適切な管理等を図るための措置）

第11条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（略）第7条に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより行うものとする。

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法） （教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）

第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（略）を定めるものとする。

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟市教育職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則（平成 29 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条を第 3 3 条とし，第 3 1 条の次に次の 1 条を加える。

（在校等時間の上限等に関する方針）

第 3 2 条 委員会は，教育職員勤務時間条例第 1 1 条の規定に基づき，職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 7 7 号）第 7 条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため，職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1 箇月について 4 5 時間

（2） 1 年について 3 6 0 時間

2 委員会は，職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には，前項の規定にかかわらず，在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため，職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1 箇月について 1 0 0 時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月，2箇月，3箇月，4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか，職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，委員会が別に定める。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

○ 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成29年教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p><u>（在校等時間の上限等に関する方針）</u></p> <p><u>第32条 委員会は、教育職員勤務時間条例第11条の規定に基づき、職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>（1） 1箇月について45時間</u></p> <p><u>（2） 1年について360時間</u></p> <p><u>2 委員会は、職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>（1） 1箇月について100時間未満</u></p> <p><u>（2） 1年について720時間</u></p> <p><u>（3） 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間</u></p>		<p>新設</p>

改正後（案）	現行	備考
<p><u>（４） １年のうち１箇月において正規の勤務時間以外の時間において４５時間を超えて業務を行う月数について６箇月</u></p> <p><u>３ 前２項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、委員会が別に定める。</u></p> <p>（その他）</p> <p><u>第３３条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>（その他）</p> <p><u>第３２条</u> この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	

議案第 37 号

新潟市学校事務共同実施に関する規則一部改正について

新潟市学校事務共同実施に関する規則一部改正について、次のとおりとしたいため議決を
求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市学校事務共同実施に関する規則一部改正について

1 改正理由

学校事務共同実施の更なる機能向上と効率化を図るため、地域学校事務支援室を細分
化するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する共
同学校事務室の設置を行う。

また、笹山小学校の閉校及び新通つばさ小学校の開校に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

現在、3 か所（東・中央・西）の地域学校支援グループを、8 か所（区毎）の地域学
校支援室とするとともに、現在の地域学校グループの下に中学校区単位の共同学校事務
室を設置する。

また、閉校及び開校に伴う修正を行う。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

<参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

第3節 共同学校事務室

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（略）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第1項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 （略）

新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市学校事務共同実施に関する規則の一部を改正する規則

新潟市学校事務共同実施に関する規則（平成29年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域学校グループ」を「共同学校事務室」に改め、同条第2項及び第3項を次のとおり改める。

2 共同学校事務室に属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校グループを定める。

3 地域学校グループに属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校事務支援室を定める。

第2条第4項として、次の1項を加える。

4 共同学校事務室、地域学校グループ及び地域学校事務支援室の構成は、別表に定めるところによる。

第3条を第4条とし、同条第2項中「学校を」を「共同学校事務室を」に改める。

第4条を第5条とし、同条第1項中「地域学校事務支援グループ」を「地域学校事務支援室」に、「グループ長」を「支援室長」に改め、「総括事務主幹」の前に「事務主幹及び」を加える。

同条第2項中「地域学校事務支援グループの長」を「地域学校事務支援室長」に、「当該グループ」を「当該地域学校事務支援室」に改める。

第5条を第6条とし、同条第1項第1号中「支援グループ」を「支援室」に改め、「総括事務主幹」の前に「事務主幹及び」を加える。

第6条を第7条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(共同学校事務室)

第3条 共同学校事務室に属する学校の事務職員は、当該共同学校事務室に属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。

2 共同学校事務室に共同学校事務室長を置き、共同学校事務室長は、共同学校事務室内の学校を統括し、共同学校事務室内の学校の事務職員を指導する。

3 共同学校事務室長は、その共同学校事務室内の学校の事務職員の中から、教育委員会が指名する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

地域学校事務支援室	地域学校グループ	共同学校事務室	所属校
北区学校事務支援室	北第1グループ	1	松浜小学校，松浜中学校
		2	南浜小学校，太夫浜小学校，南浜中学校
		3	濁川小学校，濁川中学校
		4	木崎小学校，木崎中学校
	北第2グループ	5	葛塚東小学校，葛塚中学校
		6	岡方第一小学校，岡方第二小学校，岡方中学校
		7	早通南小学校，早通中学校
		8	葛塚小学校，豊栄南小学校，光晴中学校
東区学校事務支援室	東・中央第1グループ	9	木戸小学校，沼垂小学校，笹口小学校，東新潟中学校
		10	大形小学校，大形中学校
		11	牡丹山小学校，竹尾小学校，木戸中学校

	東・中央	1 2	山の下小学校, 桃山小学校, 山の下中学校	
	第2グループ	1 3	東山の下小学校, 藤見中学校	
		1 4	下山小学校, 下山中学校, 東特別支援学校	
	東・中央	1 5	中野山小学校, 江南小学校, 石山中学校	
	第3グループ	1 6	東中野山小学校, 南中野山小学校, 東石山中学校	
		1 7	山潟小学校, 桜が丘小学校, 山潟中学校	
	中央区学校 事務支援室	中央第1 グループ	1 8	浜浦小学校, 関屋小学校, 有明台小学校, 関屋中学校
1 9			鏡淵小学校, 白山小学校, 白新中学校	
2 0			新潟小学校, 寄居中学校	
2 1			日和山小学校, 新潟柳都中学校	
中央第2 グループ		2 2	上所小学校, 女池小学校, 鳥屋野中学校	
		2 3	鳥屋野小学校, 上山小学校, 上山中学校	
		2 4	万代長嶺小学校, 南万代小学校, 紫竹山小学校, 宮浦中学校	
中央第3 グループ		2 5	高志中等教育学校, 万代高等学校, 明鏡高等学校	
江南区学校 事務支援室		江南第1 グループ	2 6	丸山小学校, 大淵小学校, 大江山中学校
			2 7	横越小学校, 横越中学校
	2 8		亀田小学校, 亀田東小学校, 亀田中学校	
	江南第2 グループ	2 9	曾野木小学校, 東曾野木小学校, 曾野木中学校	
		3 0	両川小学校, 両川中学校	
		3 1	早通小学校, 亀田西小学校, 亀田西中学校	
秋葉区学校	秋葉第1	3 2	新津第一小学校, 新津第三小学校, 新津第一中学	

事務支援室	グループ		校
		3 3	結小学校, 荻川小学校, 新津第二中学校
		3 4	小合東小学校, 小合小学校, 小合中学校
	秋葉第2グループ	3 5	新津第二小学校, 阿賀小学校, 新関小学校, 新津第五中学校
		3 6	金津小学校, 金津中学校
		3 7	小須戸小学校, 矢代田小学校, 小須戸中学校
南区学校事務支援室	南第1グループ	3 8	新飯田小学校, 茨曾根小学校, 庄瀬小学校, 白南中学校
		3 9	小林小学校, 白根小学校, 白根第一中学校
		4 0	月潟小学校, 月潟中学校
	南第2グループ	4 1	臼井小学校, 臼井中学校
		4 2	大鷲小学校, 根岸小学校, 大通小学校, 白根北中学校
		4 3	味方小学校, 味方中学校
西区学校事務支援室	西第1グループ	4 4	新通小学校, 新通つばさ小学校, 坂井東小学校, 坂井輪中学校
		4 5	真砂小学校, 五十嵐小学校, 五十嵐中学校
		4 6	坂井輪小学校, 小新中学校
	西第2グループ	4 7	内野小学校, 西内野小学校, 希望が丘分校, 内野中学校
		4 8	木山小学校, 赤塚小学校, 赤塚中学校
		4 9	小瀬小学校, 笠木小学校, 中野小屋中学校
西第3グループ	5 0	小針小学校, 青山小学校, 東青山小学校, 小針中	

	ループ		学校
		5 1	大野小学校, 黒崎南小学校, 山田小学校, 立仏小学校, 黒崎中学校
西蒲区学校 事務支援室	西蒲第1 グループ	5 2	岩室小学校, 和納小学校, 岩室中学校
		5 3	巻南小学校, 漆山小学校, 巻東中学校, 西特別支援学校
		5 4	中之口東小学校, 中之口西小学校, 中之口中学校
	西蒲第2 グループ	5 5	曾根小学校, 鎧郷小学校, 升潟小学校, 西川中学校
		5 6	越前小学校, 松野尾小学校, 巻北小学校, 巻西中学校
		5 7	潟東小学校, 潟東中学校

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○ 新潟市学校事務共同実施に関する規則(平成29年教育委員会規則第7号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(共同実施の範囲)</p> <p>第2条 学校事務共同実施を行うため、地域の学校で構成する<u>共同学校事務室</u>を定める。</p> <p>2 <u>共同学校事務室に属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校グループを定める。</u></p> <p>3 <u>地域学校グループに属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校事務支援室を定める。</u></p> <p>4 <u>共同学校事務室、地域学校グループ及び地域学校事務支援室の構成は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>(共同学校事務室)</p> <p>第3条 <u>共同学校事務室に属する学校の事務職員は、当該共同学校事務室に属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。</u></p> <p>2 <u>共同学校事務室に共同学校事務室長を置き、共同学校事務室長は、共同学校事務室内の学校を統括し、共同学校事務室内の学校の事務職員を指導する。</u></p> <p>3 <u>共同学校事務室長は、その共同学校事務室内の学校の事務職員の中から、教育委員会が指名する。</u></p> <p>(地域学校グループ)</p> <p>第4条 地域学校グループに属する学校の事務職員は、当該グループに属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。</p> <p>2 地域学校グループにグループ長を置き、グループ長は、グループ内の<u>共同学校事務室</u>を統括し、グループ内の学校の事務職員を指導す</p>	<p>(共同実施の範囲)</p> <p>第2条 学校事務共同実施を行うため、地域の学校で構成する<u>地域学校グループ</u>を定める。</p> <p>2 <u>地域学校グループに属する学校の事務を統括し、当該事務に対する指導及び助言を行うため、地域学校事務支援グループを定める。</u></p> <p>3 <u>地域学校グループ及び地域学校事務支援グループの構成は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>(地域学校グループ)</p> <p>第3条 地域学校グループに属する学校の事務職員は、当該グループに属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。</p> <p>2 地域学校グループにグループ長を置き、グループ長は、グループ内の<u>学校</u>を統括し、グループ内の学校の事務職員を指導する。</p>	<p>新設</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>る。</p> <p>3 グループ長は、そのグループ内の学校の事務職員の中から、教育委員会が指名する。 （地域学校事務支援室）</p> <p><u>第5条</u> <u>地域学校事務支援室に支援室長を置き、事務主幹及び総括事務主幹をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>地域学校事務支援室長は、当該地域学校事務支援室に属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。</u> （職員の兼務）</p> <p><u>第6条</u> 次の各号に掲げる職員は、辞令を用いることなく、それぞれ当該各号に定める学校において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。</p> <p>（1） 別表に掲げる<u>地域学校事務支援室の事務主幹及び総括事務主幹</u> 当該<u>地域学校事務支援室</u>を構成する学校</p> <p>（2） 別表に掲げる<u>地域学校グループに属する学校の事務職員</u> 当該グループと同一のグループに属する学校 （その他）</p> <p><u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、学校事務共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>3 グループ長は、そのグループ内の学校の事務職員の中から、教育委員会が指名する。 （地域学校事務支援グループ）</p> <p><u>第4条</u> <u>地域学校事務支援グループにグループ長を置き、総括事務主幹をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>地域学校事務支援グループの長は、当該グループに属する自校以外の学校の事務を行うことができるものとする。</u> （職員の兼務）</p> <p><u>第5条</u> 次の各号に掲げる職員は、辞令を用いることなく、それぞれ当該各号に定める学校において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。</p> <p>（1） 別表に掲げる<u>地域学校事務支援グループの総括事務主幹</u> 当該<u>地域学校事務支援グループ</u>を構成する学校</p> <p>（2） 別表に掲げる<u>地域学校グループに属する学校の事務職員</u> 当該グループと同一のグループに属する学校 （その他）</p> <p><u>第6条</u> この規則に定めるもののほか、学校事務共同実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	

改正後（案）				現行			備考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
地域学校事務支援室	地域学校グループ	共同学校事務室	所属校	地域学校事務支援グループ	地域学校グループ	所属校	
北区学校事務支援室	北第1グループ	1	松浜小学校，松浜中学校	東地域学校事務支援グループ	北第1グループ	松浜小学校，南浜小学校，太夫浜小学校，濁川小学校，木崎小学校，笹山小学校，松浜中学校，南浜中学校，濁川中学校，木崎中学校	
		2	南浜小学校，太夫浜小学校，南浜中学校				
		3	濁川小学校，濁川中学校				
		4	木崎小学校，木崎中学校				
	北第2グループ	5	葛塚東小学校，葛塚中学校	北第2グループ	葛塚東小学校，岡方第一小学校，岡方第二小学校，早通南小学校，葛塚小学校，豊栄南小学校，葛塚中学校，岡方中学校，早通中学校，光晴中学校		
		6	岡方第一小学校，岡方第二小学校，岡方中学校		東・中央第1グループ	大形小学校，木戸小学校，沼垂小学校，笹口小学校，牡丹山小学校，竹尾小学校，東新潟中学校，大形中学校，木戸中学校	
		7	早通南小学校，早通中学校		東・中央第2グループ	山の下小学校，桃山小学校，東山の下小学校，下山小学校，山の下中学	

改正後（案）				現行			備考
東区学校 事務支援 室	東・中央 第1グル ープ	8	葛塚小学校，豊栄南小学 校，光晴中学校		ープ	校，藤見中学校，下山中学校，東特 別支援学校	
		9	木戸小学校，沼垂小学 校，笹口小学校，東新潟 中学校				
		10	大形小学校，大形中学校				
		11	牡丹山小学校，竹尾小学 校，木戸中学校				
	東・中央 第2グル ープ	12	山の下小学校，桃山小学 校，山の下中学校	東・中央 第3グル ープ	中野山小学校，江南小学 校，東中野 山小学校，南中野山小学校，山潟小 学校，桜が丘小学校，石山中学校， 東石山中学校，山潟中学校		
		13	東山の下小学校，藤見中 学校				
	東・中央 第3グル ープ	14	下山小学校，下山中学 校，東特別支援学校	中央地域学 校事務支援 グループ	中央第1 グループ	浜浦小学校，関屋小学校，鏡淵小学 校，白山小学校，新潟小学校，日和 山小学校，有明台小学校，関屋中学 校，白新中学校，寄居中学校，新潟 柳都中学校，明鏡高等学校，万代高 等学校，高志中等教育学校	
		15	中野山小学校，江南小学 校，石山中学校				
		16	東中野山小学校，南中野 山小学校，東石山中学校				
		17	山潟小学校，桜が丘小学 校，山潟中学校				

改正後（案）				現行			備考	
中央区学 校事務支 援室	中央第1 グループ	18	浜浦小学校，関屋小学 校，有明台小学校，関屋 中学校				万代長嶺小学校，南万代小学校，鳥 屋野中学校，上山中学校，宮浦中学 校	
		19	鏡淵小学校，白山小学 校，白新中学校					
		20	新潟小学校，寄居中学校					
		21	日和山小学校，新潟柳都 中学校					
	中央第2 グループ	22	上所小学校，女池小学 校，鳥屋野中学校			江南第1 グループ	丸山小学校，大淵小学校，横越小学 校，亀田小学校，亀田東小学校，大 江山中学校，横越中学校，亀田中学 校	
		23	鳥屋野小学校，上山小学 校，上山中学校					
		24	万代長嶺小学校，南万代 小学校，紫竹山小学校， 宮浦中学校					
	中央第3 グループ	25	高志中等教育学校，万代 高等学校，明鏡高等学校			江南第2 グループ	曾野木小学校，東曾野木小学校，両 川小学校，早通小学校，亀田西小学 校，曾野木中学校，両川中学校，亀 田西中学校	
	江南区学 校事務支 援室	江南第1 グループ	26			丸山小学校，大淵小学 校，大江山中学校	秋葉第1 グループ	新津第一小学校，新津第三小学校， 結小学校，荻川小学校，小合東小学 校，小合小学校，新津第一中学校， 新津第二中学校，小合中学校
			27			横越小学校，横越中学校		
28			亀田小学校，亀田東小学	秋葉第2 グループ	新津第二小学校，金津小学校，阿賀 小学校，新関小学校，小須戸小学 校，矢代田小学校，新津第五中学 校，金津中学校，小須戸中学校			

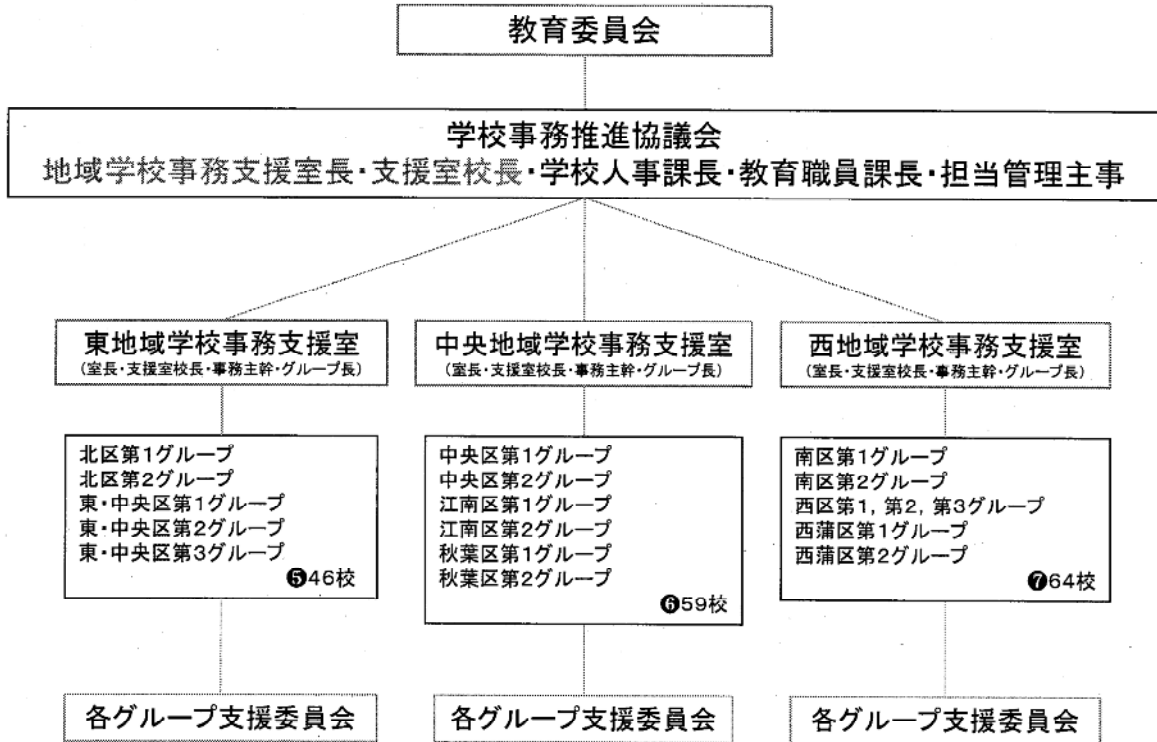
改正後（案）				現行				備考		
				校，亀田中学校						
	江南第2グループ	29	曾野木小学校，東曾野木小学校，曾野木中学校	西地域学校事務支援グループ	南第1グループ	新飯田小学校，茨曾根小学校，庄瀬小学校，小林小学校，白根小学校，月潟小学校，白南中学校，白根第一中学校，月潟中学校				
			30						両川小学校，両川中学校	
			31						早通小学校，亀田西小学校，亀田西中学校	
秋葉区学校事務支援室	秋葉第1グループ	32	新津第一小学校，新津第三小学校，新津第一中学校	南第2グループ	白井小学校，大鷲小学校，根岸小学校，大通小学校，味方小学校，白井中学校，白根北中学校，味方中学校					
			33						結小学校，荻川小学校，新津第二中学校	
			34						小合東小学校，小合小学校，小合中学校	
	秋葉第2グループ	35	新津第二小学校，阿賀小学校，新関小学校，新津第五中学校	西第1グループ	新通小学校，真砂小学校，五十嵐小学校，坂井輪小学校，坂井東小学校，坂井輪中学校，五十嵐中学校，小新中学校					
			36							金津小学校，金津中学校
			37							小須戸小学校，矢代田小学校，小須戸中学校
南区学校事務支援室	南第1グループ	38	新飯田小学校，茨曾根小学校，庄瀬小学校，白南	西第3グループ	小針小学校，青山小学校，東青山小学校，大野小学校，黒埼南小学校，					

改正後（案）				現行			備考	
西区学校事務支援室	南第2グループ		中学校	西蒲第1グループ	山田小学校，立仏小学校，小針中学校，黒埼中学校			
		39	小林小学校，白根小学校，白根第一中学校		西蒲第2グループ	岩室小学校，和納小学校，中之口東小学校，中之口西小学校，巻南小学校，漆山小学校，岩室中学校，中之口中学校，巻東中学校，西特別支援学校		
		40	月瀉小学校，月瀉中学校			曾根小学校，鎧郷小学校，升瀉小学校，越前小学校，松野尾小学校，巻北小学校，瀉東小学校，西川中学校，巻西中学校，瀉東中学校		
		41	白井小学校，白井中学校					
		42	大鷲小学校，根岸小学校，大通小学校，白根北中学校					
	43	味方小学校，味方中学校						
	西第1グループ	44	新通小学校，新通つばさ小学校，坂井東小学校，坂井輪中学校					
		45	真砂小学校，五十嵐小学校，五十嵐中学校					
		46	坂井輪小学校，小新中学校					
		西第2グループ	47		内野小学校，西内野小学校，希望が丘分校，内野中学校			
48			木山小学校，赤塚小学					

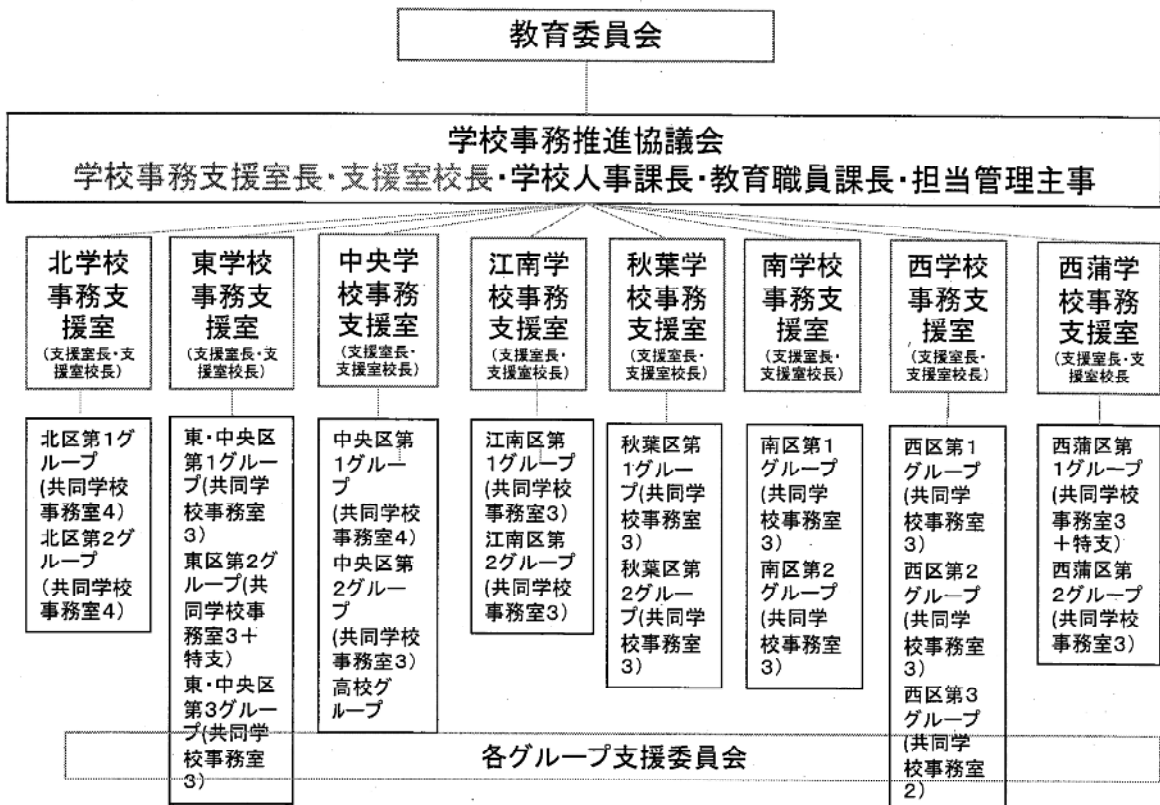
改正後（案）				現行	備考
				校，赤塚中学校	
		49		小瀬小学校，笠木小学校，中野小屋中学校	
	西第3グループ	50		小針小学校，青山小学校，東青山小学校，小針中学校	
		51		大野小学校，黒崎南小学校，山田小学校，立仏小学校，黒崎中学校	
西蒲区学校事務支援室	西蒲第1グループ	52		岩室小学校，和納小学校，岩室中学校	
		53		巻南小学校，漆山小学校，巻東中学校，西特別支援学校	
		54		中之口東小学校，中之口西小学校，中之口中学校	
	西蒲第2グループ	55		曾根小学校，鎧郷小学校，升瀉小学校，西川中学校	
		56		越前小学校，松野尾小学校，巻北小学校，巻西中学校	

改正後（案）				現行	備考
		5 7	潟東小学校, 潟東中学校		

< 現行 >



< 改正後 >



議案第38号

新潟市立幼稚園園則の一部改正について

新潟市立幼稚園園則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和2年3月12日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立幼稚園園則の一部改正について

1 改正理由

(1) 新潟市立幼稚園の再編による学級編制及び定員について、変更が今後4年間複数園にかかわることに伴い、別表として定めずに別に定めるものとするため。

(2) 法の改正により幼稚園の授業料が無償化されたことに伴い、授業料未納者に対する措置を廃止するため。

2 改正内容

(1) ・第2条第2項中、幼稚園の学級編制及び定員を「別表のとおり」としているところ、「別に定める」に改める。

・別表を削除する。

(2) ・第16条授業料未納者に対する措置を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

新潟市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立幼稚園園則の一部を改正する規則

新潟市立幼稚園園則（昭和34年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表のとおりとする」を「別に定める」に改める。

別表を削る。

第16条を削除する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟市立幼稚園園則(昭和34年教育委員会規則第7号)新旧対照表(傍線部は改正部分)

改正後(案)	現行	備考																																									
<p>○新潟市立幼稚園園則</p> <p>昭和34年4月11日教育委員会規則第7号</p> <p>(入園資格, 学級編制及び定員)</p> <p>第2条 幼稚園に入園できる幼児は, 満3歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>2 幼稚園の学級編制及び定員は, <u>別に定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>○新潟市立幼稚園園則</p> <p>昭和34年4月11日教育委員会規則第7号</p> <p>(入園資格, 学級編制及び定員)</p> <p>第2条 幼稚園に入園できる幼児は, 満3歳から小学校入学の始期に達するまでの幼児とする。</p> <p>2 幼稚園の学級編制及び定員は, <u>別表のとおりとする。</u></p> <p><u>第6章 その他</u></p> <p><u>(授業料未納者に対する措置)</u></p> <p><u>第16条 授業料の未納者に対する出席停止又は除籍措置は, 学校管理運営に関する規則に定めるところによる。</u></p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1111 901 1863 1364"> <thead> <tr> <th rowspan="2">幼稚園名</th> <th colspan="6">学級編制及び定員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">3歳児</th> <th colspan="2">4歳児</th> <th colspan="2">5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市立沼垂幼稚園</td> <td>3学級</td> <td>45名</td> <td>2学級</td> <td>60名</td> <td>2学級</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>新潟市立牡丹山幼稚園</td> <td>2学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>新潟市立西幼稚園</td> <td>2学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>新潟市立新津第</td> <td>2学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> <td>1学級</td> <td>30名</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園名	学級編制及び定員						3歳児		4歳児		5歳児		新潟市立沼垂幼稚園	3学級	45名	2学級	60名	2学級	60名	新潟市立牡丹山幼稚園	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名	新潟市立西幼稚園	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名	新潟市立新津第	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名	
幼稚園名	学級編制及び定員																																										
	3歳児		4歳児		5歳児																																						
新潟市立沼垂幼稚園	3学級	45名	2学級	60名	2学級	60名																																					
新潟市立牡丹山幼稚園	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名																																					
新潟市立西幼稚園	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名																																					
新潟市立新津第	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名																																					

改正後（案）	現行							備考
	一幼稚園	級		級		級		
	新潟市立新津第一幼稚園	1学級	15名	1学級	30名	1学級	30名	
	新潟市立新津第三幼稚園	2学級	30名	1学級	30名	1学級	30名	
	新潟市立結幼稚園	2学級	40名	2学級	60名	2学級	60名	
	新潟市立市之瀬幼稚園	1学級	15名	1学級	30名	1学級	30名	
	新潟市立小合東幼稚園	1学級	15名	1学級	30名	1学級	30名	
	新潟市立小須戸幼稚園	1学級	15名	1学級	30名	1学級	30名	

議案第 39 号

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和 2 年 3 月 12 日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市公民館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

潟東地区の 3 小学校統合を契機に、地域住民の意見を参考に公共施設の再編計画として策定された「潟東地域実行計画」に基づき、潟東地域コミュニティセンターにかたひがし生活体験館の機能を引き継ぐことにより、本施設を廃止するもの。

令和元年 9 月議会において、関連する条項について新潟市公民館条例の一部改正を行った。

2 改正内容

公民館の利用時間及び休館日を規定している第 3 条の別表第 1 の 2 の表中、新潟市かたひがし生活体験館の項を削る。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市公民館条例施行規則（平成 1 6 年新潟市教育委員会規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中新潟市かたひがし生活体験館の項を削る。

附 則

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市公民館条例施行規則(平成16年教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正後 (案)					現行					備考
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)					
1 (略)					1 (略)					
2 分館の休館日及び利用時間					2 分館の休館日及び利用時間					
館名	休館日	利用時間			館名	休館日	利用時間			
		月曜日から土曜日まで	日曜日	休日			月曜日から土曜日まで	日曜日	休日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
新潟市 間瀬公 民館	月曜 日, 年 末年始	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	新潟市 間瀬公 民館	月曜 日, 年 末年始	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	
					新潟市 かたひ がし生 活体験 館	年末年 始	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで	

議案第40号

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、次のとおりとしたいため議決を求める

。

令和2年3月12日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

市民の方々から記載していただく申請書等の書類は、不要な性別表記は削除することなどとする本市の基本方針に沿って「貸出申込書」の様式を改める。

2 改正内容

別記様式第1号(貸出申込書(個人))の性別表記を削除し、様式を改める。

上記に伴い別記様式第2号(貸出申込書(団体))を改める。

3 施行期日

令和2年4月1日

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

新潟市教育委員会

教育長

新潟市教育委員会規則第 号

新潟市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市立図書館条例施行規則（平成19年新潟市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第5条関係）		個人 貸出申込書	
（宛先）新潟市立図書館長 太い枠の中は必ずご記入ください。			
フリガナ		処理欄	
氏名		登録番号	
生年月日	年 月 日	発行年月日	年 月 日
住所	〒 -	確認書類	免許証 健康保険証
			その他（ ）
電話番号1 （優先連絡先）	自宅 携帯 その他（ ）	種別	新規・更新・再発行
	- -		
電話番号2 （1以外の連絡先がある場合）	自宅 携帯 その他（ ）	受付者	
	- -		
Webサービス用のパスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 変更なし（更新・再発行の方のみ）		
※申込者が中学生以下の場合にご記入ください。			
保護者氏名			
※新潟市に通勤・通学の方はご記入ください。			
勤務先または学校等名称			
	（電話 - - ）		

別記様式第2号（第5条関係）

団体		貸出申込書	
(宛先) 新潟市立図書館長 太い枠の中は必ずご記入ください。			
フリガナ		団体概要	
団体の名称		団体区分	A 公共団体, 公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体
フリガナ		活動内容 (D任意団体のみ)	
代表者氏名		処理欄	
フリガナ		登録番号	
連絡担当者氏名		発行年月日	年 月 日
団体の所在地 (所在地がない場合は 代表者の住所)	〒 - -	種別	新規・更新・再発行
電話番号1 (優先連絡先)	- -	確認書類	
電話番号2 (1以外の連絡先が ある場合)	- -	受付者	
Webサービス用の パスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 変更なし (更新・再発行の団体のみ)		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟市立図書館条例施行規則(平成19年教育委員会規則第25号)新旧対照表

改正後 (案)	現行	備考																																											
<p>○新潟市立図書館条例施行規則 平成19年5月21日教育委員会規則第25号 別記様式第1号(第5条関係) 別記様式第1号(第5条関係)</p> <p>個人 貸出申込書</p> <p>(宛先)新潟市立図書館長 太い枠の中は必ずご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="203 592 714 1061"> <tr><td>フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒 -</td></tr> <tr><td>電話番号1 (優先連絡先)</td><td>自宅 携帯 その他 () - -</td></tr> <tr><td>電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)</td><td>自宅 携帯 その他 () - -</td></tr> <tr><td>Webサービス用の パスワード発行</td><td><input type="checkbox"/>希望する <input type="checkbox"/>希望しない <input type="checkbox"/>変更なし(更新・再発行の方のみ)</td></tr> </table> <p>※申込者が中学生以下の場合にご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="203 1091 714 1139"> <tr><td>保護者氏名</td><td></td></tr> </table> <p>※新潟市に通勤・通学の方にご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="203 1169 714 1251"> <tr><td>勤務先または 学校等名称</td><td>(電話 - -)</td></tr> </table>	フリガナ		氏名		生年月日	年 月 日	住所	〒 -	電話番号1 (優先連絡先)	自宅 携帯 その他 () - -	電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	自宅 携帯 その他 () - -	Webサービス用の パスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 変更なし(更新・再発行の方のみ)	保護者氏名		勤務先または 学校等名称	(電話 - -)	<p>○新潟市立図書館条例施行規則 平成19年5月21日教育委員会規則第25号 別記様式第1号(第5条関係) 別記様式第1号(第5条関係)</p> <p>個人 貸出申込書(新規・更新・再発行)</p> <p>(宛先)新潟市立図書館長 太い枠の中は必ずご記入ください。</p> <table border="1" data-bbox="1077 624 1579 1099"> <tr><td>フリガナ</td><td></td><td>性別</td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td><td>男女</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号1 (予約連絡先)</td><td>自宅 携帯 その他 ()</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)</td><td>自宅 勤務先 携帯 その他 ()</td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td>〒 -</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">パスワードの発行</td><td>希望する・希望しない</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1077 1137 1579 1318"> <tr><td>保護者氏名 (中学生以下の み)</td><td></td></tr> <tr><td>勤務先又は 学校等名称 (新潟市外にお 住まいの方)</td><td>(電話)</td></tr> </table>	フリガナ		性別	氏名		男女	生年月日	年 月 日		電話番号1 (予約連絡先)	自宅 携帯 その他 ()		電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	自宅 勤務先 携帯 その他 ()		住所	〒 -		パスワードの発行		希望する・希望しない	保護者氏名 (中学生以下の み)		勤務先又は 学校等名称 (新潟市外にお 住まいの方)	(電話)	
フリガナ																																													
氏名																																													
生年月日	年 月 日																																												
住所	〒 -																																												
電話番号1 (優先連絡先)	自宅 携帯 その他 () - -																																												
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	自宅 携帯 その他 () - -																																												
Webサービス用の パスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 変更なし(更新・再発行の方のみ)																																												
保護者氏名																																													
勤務先または 学校等名称	(電話 - -)																																												
フリガナ		性別																																											
氏名		男女																																											
生年月日	年 月 日																																												
電話番号1 (予約連絡先)	自宅 携帯 その他 ()																																												
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	自宅 勤務先 携帯 その他 ()																																												
住所	〒 -																																												
パスワードの発行		希望する・希望しない																																											
保護者氏名 (中学生以下の み)																																													
勤務先又は 学校等名称 (新潟市外にお 住まいの方)	(電話)																																												

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

団体 貸出申込書

（宛先）新潟市立図書館長
太い枠の中は必ずご記入ください。

フリガナ		団体概要	
団体の名称		団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体
フリガナ		活動内容 (D任意団体のみ)	
代表者氏名		処理欄	
フリガナ		登録番号	
連絡担当者氏名		発行年月日	年 月 日
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -	種別	新規・更新・再発行
電話番号1 (優先連絡先)	- -	確認書類	
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	- -	受付者	
Webサービス用のパスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 変更なし（更新・再発行の団体のみ）		

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

団体 貸出申込書(新規・更新・再発行)

（宛先）新潟市立図書館長

※太い枠の中は必ずご記入ください。

フリガナ		団体概要	
団体の名称		団体区分	A 公共団体、公的機関 B 法人 C 事業所 D 任意団体
フリガナ		活動内容 (D任意団体のみ)	
代表者氏名		処理欄	
フリガナ		登録番号	
連絡担当者氏名		発行年月日	年 月 日
電話番号1 (連絡先)	()	種別	新・更・再
電話番号2 (1以外の連絡先がある場合)	()	照合	
団体の所在地 (所在地がない場合は代表者の住所)	〒 -	受付者	
パスワード発行	<input type="checkbox"/> 希望する・希望しない		

議案第41号

教育財産の用途廃止について

教育財産の用途廃止について、次のとおりとしたいため議決を求める。

令和2年3月12日提出

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

教育財産の用途廃止について

1. 内容

令和2年4月1日に木崎小学校と笹山小学校が統合し、木崎小学校の校舎を利用する。

統合後の笹山小学校の土地及び建物について、令和2年4月1日付で教育財産の用途を廃止する。

2. 用途廃止する教育財産

笹山小学校 新潟市北区笹山字向山 1457

ア. 土地	面積	11,791.00 m ²
	評価額	79,000,000 円 (6,700 円/m ²)
イ. 建物	延床面積	3,271.20 m ² (5 棟 校舎・体育館ほか)
	評価額	333,372,000 円
ウ. その他	プール	325 m ²

3. その他

用途廃止後の土地・建物の利活用については未定。

報 告

第2次多忙化解消行動計画

教職員が生き生きと子どもと向き合えるための行動計画

(案)

教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることは、生き生きと子どもと向き合うための基盤です。学校園と教育委員会、保護者・地域が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進し、魅力ある教職員が生き生きと子どもと向き合える教育環境をみんなで創り上げていきましょう。

平成30年3月

(令和2年3月改定)

新潟市教育委員会

「第2次多忙解消行動計画」の改定について

令和2年1月17日、文部科学省より公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示され、教育職員が教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、その上限を設定して、教育委員会は業務量の適切な管理を行うということが示されました。

また、教育委員会が講ずべき措置として、国の指針を参考にしながら、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることも示されました。

これらを受け、本市においても、教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例や教育委員会規則の改正を予定しており、本計画についても指針等の見直しを行うこととしました。

なお、条例施行規則の一部改正については、下記のとおりです。

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務量の適切な管理等を図るための措置を教育委員会において定めるため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条の規定に基づき、在校等時間の上限等を設け、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

<在校等時間>

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間を管理

<在校等時間の上限>

① 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

② 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

(連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで)

3 施行期日 令和2年4月1日

すべての力を合わせて「働き方改革」を

「子どもたちのためになるのだから…」

「他の先生方のために自分がかんばればよいのだから…」

「これまでよりも、もっとよいものを…」

「保護者や地域が望んでいるのだから…」

これまで、日本中の多くの教職員の皆さんは、このような気持ちで仕事に取り組んできたのではないのでしょうか？ そして、このような気持ちで取り組まれた成果として、日本中の子どもたちに、学力、体力、さらに「生きる力」が身に付いてきたことは間違いありません。長年に渡って創り上げてきた日本の教育の成果は、世界に誇れる輝かしい成果です。さらに、新潟市教育ビジョンの下で、取り組んできた新潟市の教育も、日本や世界に誇れる教育です。

一方、その輝かしい成果が、教職員のみなさんの献身的な努力や長時間の勤務に支えられて可能となっていたことを否定することはできません。「よりよい教育を行いたい」「子どもたちのためにできることは全てしたい」という思いが長時間の勤務を生み、時には教職員のみなさんの心や体に過度の負担をかけたり、ご家族と過ごす時間を奪っていたりしたこともあったのではないのでしょうか。今こそ、「働き方改革」を通じて、このような状況を改善していく必要があります。

「働き方改革」は、単に、教職員のみなさんの長時間勤務を解消することだけを目指すものではありません。みなさんのよりよい教育への思いを大切にし、さらに教育の質を保ちながら、長時間勤務を解消していくことを目指します。

「多忙化解消なんて無理だ。もう削れるところはすべて削っている…」

「自分たちの努力だけでは無理。保護者や地域の理解がないと…」

「教職員一人一人の働き方に関する考え方が違う。市全体の改革は難しい…」

その通りです。「働き方改革」は、簡単には解決しない課題です。もしかしたら、正解のない課題でありゴールのない取組なのかもしれません。しかし、学校園と教育委員会が連携し、取り組み続けなければならない課題です。さらに、保護者や地域の理解を得ながら進めて行く必要があります。

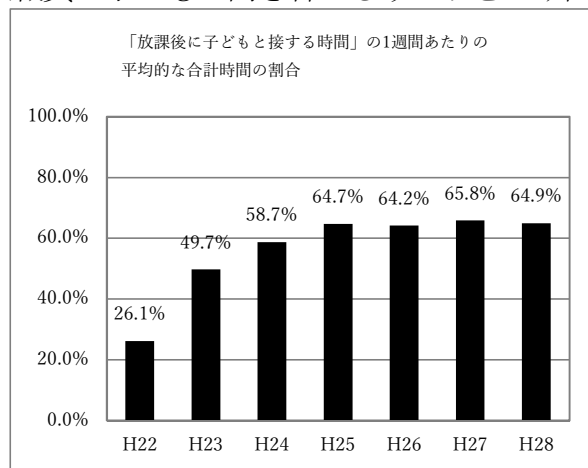
課題の解決に向けては、実態を正しく把握し、適切な分析から課題を明らかにし、いつ・誰が・何を・どのように取り組むのかを決めなければなりません。そして、成果を検証し、必要に応じて、個人や組織といった単位で成果と情報を共有する必要があります。

学校園と教育委員会、そして保護者や地域のみなさんのすべての力を合わせて、「働き方改革」を推進していきましょう。

1 行動計画策定の趣旨

1 背景

OECD 国際教職員指導環境調査（2013 年）では、日本の教職員の勤務時間が 34 か国中、最長であり、課外活動指導時間や事務業務時間が長く、授業・準備時間は平均的であることが明らかになっています。新潟市では「教職員が子どもと向き合えるゆとりを生み出す行動計画」を平成 23 年 3 月に策定し、「放課後に、子どもと接する時間が 1 週間あたり 5 時間以上の教職員の割合を 20% 以上にする」ことを当初の目標として、学校園の多忙化を解消する 8 つの視点から、継続的発展的に取組を進めてきました。それにより指標の「放課後に、子どもと接する時間が 1 週間あたり 5 時間以上」の教職員の割合は増え、一定の成果を上げることができました。（右図）



しかしながら、教職員の長時間勤務が指摘され、従来の献身的教職員像を前提とした学校園の組織体制では、質の高い学校園教育を持続発展させることは困難であることが指摘されています。平成 29 年 4 月に文部科学省より公表された勤務実態調査では、10 年前よりも長時間勤務が常態化していることが明らかになり、報道では月あたり 80 時間以上の時間外勤務をしている教職員の割合が衝撃的に扱われました。

また、全国的にも労働環境については注目が集まっており、「ニッポン一億総活躍プラン」では、長時間勤務を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革が求められています。

2 学校園を取り巻く課題

児童生徒への指導の困難化や保護者対応の増加、家庭・地域の教育力の低下など学校園を取り巻く環境は厳しさを増し、教職員の仕事はますます拡大、多様化しています。

また、学校園は、グローバル化の進展や人工知能（AI）の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化の中にあります。そして、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野をもち、志高く未来を創り出していくための資質・能力を一人一人の子どもたちに確実に育むことが期待されています。

人間が学ぶことの本質的な意義や意味を問い直し、「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」の視点から「学びの地図」としての学習指導要領が示され、平成 30 年から幼稚園では全面実施、小学校では先行実施されるなど、学校園が取り組むことはますます増えていく状況です。

このような中、学校園の業務改善を図り本来業務への時間を生み出すこと、そして何よりも教職員が健康的に生き生きと子どもに向き合える教育環境を整えていくことが必要になっています。

3 これまでの取組

新潟市教育委員会では、これまでの多忙化解消対策が一定の成果を上げていることを踏まえつつも、社会や学校園を取り巻く状況の変化に対応するために、新たな多忙化解消対策へ向けた一步を踏み出すこととし、平成29年5月に教育委員会内に多忙化解消検討会を立ち上げ、各課を横断したワーキングチームによる検討を重ねてきました。これまでの主な取組は、次のとおりです。

(1) ワーキングチーム会議

○H29 6回 ○H30 5回 ○R1 7回

(2) ワーキングチームによる現地視察（鳥屋野小学校，上山中学校）H29 9月26日

(3) 多忙化解消検討会議

○H29 9月，12月，2月 ○H30 2月 ○R1 2月

(4) 出退勤管理システムの導入（H29）

(5) 働き方改革研修会の開催 ○H30 4月，5月，6月，8月 ○R1 7月，9月

(6) 長期休業中の学校園閉庁日及び休暇取得促進日の実施，拡大（H30～）

(7) スクールロイヤー制度の導入（H30～）

(8) 「やろてば新潟フォーラム」の開催（R1 12月）

2 行動計画の方針

- 1 実態を捉え、実効性のある方策を立て、継続的に取り組みます。
- 2 教育委員会事務局各課の横断的な連携，校園長会，PTA，関係団体等との連携により教職員の長時間勤務の縮減策を進めます。
- 3 短期・中期・長期の目標を設定して、できることから速やかに実行に移します。
- 4 学校園現場や教育委員会の取組をフォローアップし、取組を継続・発展させます。

平成29年度4月から出退勤管理システムの運用を開始したことで、全教職員の勤務実態を把握できるようになりました。また、一人一人の教職員が出勤退勤の時刻を記録することで、自らの勤務実態を客観的に把握しています。記録の集積によって、なんとなく捉えていた多忙な勤務実態があらわになり、学校種での違い，職位や職種による違いが明らかになり、実効性のある方策へ向かうための実態を把握できました。

しかしながら、学校園現場からは多忙化解消にかかわる業務改善について、「できることは、全てやり尽くした。」「教育委員会事務局から一斉に方策を出してほしい。」といった悲鳴ともいえるような苦しい声も聞こえます。学校園の裁量や努力で行うことが困難なものについては、教育委員会事務局各課が積極的に横の連携を図り、実行に移していきます。

また、これまで学校園が担ってきた役割や業務について、多忙化解消の視点から、他に委ねたり、他に協力を仰いだりすることが可能かどうかを検討します。そして、校園長会，PTA，関係団体との連携を通して、具体的な取組を進めていきます。

実行に移す前提として、保護者・地域の方々の理解が必要不可欠です。学校園そして教育委員会がていねいに説明を行いながら、進めていかなければなりません。

さらに、教職員の多忙化解消は、喫緊の課題であることから、短期・中期・長期の目標を設定して計画的に進めていくのはもちろんですが、スピード感をもって「できることから速

やかに実行する」ことを大切にしていきます。

そのためにも、教育委員会内にワーキングチームを中核とする対策チームを組織し、多忙化解消検討会を定期的を開催して、学校園現場や教育委員会の取組のフォローアップを確実に果たしていきます。

3 行動計画の目標と行動期間

1 行動計画の目標

教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確立し、心身ともに健康であることは、生き生きと子どもと向き合うための基盤である。魅力ある教職員を育成し、質の高い教育活動を行うために、学校園と教育委員会、地域・保護者が一体となって教職員の長時間勤務の縮減を推進する。

行動計画策定の趣旨、現状を踏まえ、次の具体的な指標を掲げて取り組みます。

指 標

- ① 1か月の時間外在校等時間（※1）について、45時間以内にする。（※2）
- ② 1年間の時間外在校等時間（※1）について、360時間以内にする。（※2）
- ③ 1年間14日以上^{年次有給休暇}を取得する教職員を増やす。

※1 職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（同法第6条3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間

※2 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は6か月まで）

現状を踏まえ、まずは、1か月の時間外在校等時間を45時間以内、1年間の時間外在校等時間を360時間以内にするよう努めます。

なお、厚生労働省が指摘している過労死ラインと呼ばれている「月あたりの時間外在校等時間が80時間超」については、優先して解消していきます。

時間外在校等時間の割合は、月あたり45時間以下は、年々増加し、月あたり80時間超は、年々減少しています。（H29～H30は通年 R1は4月～1月の平均）

＜月あたり45時間以下の割合＞ 全 体：（H29）63%→（H30）64%→（R1）66%

※ H29と比較して、R1では、3ポイント増加

＜月あたり80時間超の割合＞ 全 体：（H29）10%→（H30）7%→（R1）5%

※ H29と比較して、R1では、5ポイント減少

また、年間を通しての休暇の取得を促進します。平成30年度の年次有給休暇の取得実績（用務員、給食調理員を除く全教職員）は、平均14日間となっています。休暇取得を促進することで、教職員の心身の充実を図り、生き生きと子どもに向き合えるようにします。

3か年の達成目標 ※ すべて教職員の割合を示す

	月あたり平均時間外在校等時間が45時間以下	年間14日以上有給休暇取得
平成30年度	前年度を上回る	前年度を上回る
令和元年度	前年度を上回る	前年度を上回る
令和2年度	全体の70%以上	全体の70%以上

2 行動期間

多忙化の解消は喫緊の課題であり、学校園・教育委員会の取組の成果を点検・評価し、さらに継続的に推進するために、行動期間は3年間とします。

行動期間：平成30年3月1日 ～ 令和3年年3月31日（3年間）

4 学校園・教育委員会での具体的な取組

1 学校園での取組

管理職のリーダーシップのもと、次の（1）～（3）の取組を進めていきます。学校園組織として、教職員個人としての両面から取組んでいきます。

（1）あらゆる場や機能を活用し教職員の長時間勤務縮減策を推進＜組織としての挑戦＞

① 業務の削減、簡素化、効率化の推進【新規】

現在、教職員が担っている業務内容や業務量を把握し、やめるもの、変えるもの、役割分担できるものなどの仕分けを進め、業務の削減を進めます。

また、一部の教職員に負担が偏らないよう、教職員間の業務の平準化を進めます。職位別にみると教頭、主幹教諭の時間外勤務が長くなっており、業務の見直しが必要です。

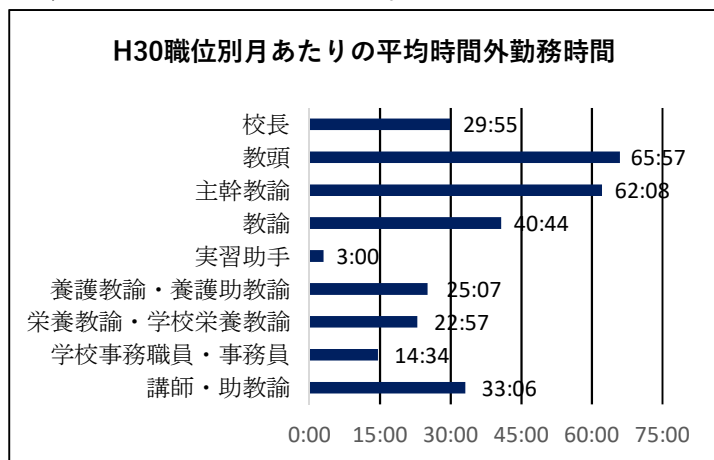
（例）○教頭の授業の持ち時数の

見直し

○運動会等の行事の過度な準備・練習の削減

○宿泊行事の見直し

○教頭と事務職員の協力・役割分担 など



② 休憩時間や休日の確保【新規】

昼休みに十分に休憩時間をとりにくい状況があります。1日の勤務の中での休憩時間や休日が確保されるよう、実態を踏まえ教育委員会と連携して業務の適正化や環境整備等に取り組んでいきます。

③ P T A・地域コミュニティなどあらゆる機会に多忙化解消へ向けた理解・協力を要請【継続】

教職員の勤務実態や自校の実態、長時間勤務縮減策について積極的に説明をすることで理解と協力を要請していくことが大切だと考えています。例えば、P T A総会や地域コミュニティの場で説明し、出てきた意見やこれまでの経緯などもしっかりと踏まえて、縮減策を考えていくことが必要です。保護者や地域の方から学校行事の運営に積極的に協力をいただくことや、教職員の負担軽減の視点からこれまでのP T A行事や地域行事の参加のあり方などの見直しもお願いしていきます。

④ 一人一人の教職員のアイデアを生かすシステムを構築【継続】

一人一人の教職員のもち味を發揮させ、学校運営の推進力を生むことは、管理職の重要な責務です。ぜひ、各学校園単位で多忙化解消プロジェクトチームを組織し、そのチームを中核に取組を進めてください。既存の組織を充てることも可能ですが、新規に組織する際には、年齢や男女のバランスを考慮して編制してください。一人一人の教職員のアイデアが生かされることで、当事者意識が高まり、学校全体の活性化につながっていきます。

⑤ 学校事務の共同実施から好事例を発信し水平展開【継続】

新潟市の強みは、なんといっても学校事務の共同実施という機能があることです。事務長を要とする学校事務職員の共同実施単位での情報交換・共有等により、新潟市全体の業務改善を進展させます。各学校で行われている好事例を自校にもち帰って実施すること（自校化）、区単位やグループ単位で実施すること（水平展開）で、その効果を広めていきます。

このため、各学校園における学校事務職員の役割が一層重要になってきます。

⑥ 中学校における適正な部活動運営の在り方の検討【新規】

中学校部活動において、複数の顧問を配置できず、一人の顧問に大きな負担がかかっている実態がみられます。生徒や教職員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教職員の長時間勤務の解消の視点から円滑に部活動を実施できるよう適正な部の数や練習等の在り方などについて検討し、保護者や地域の理解を図りながら進めていきます。

⑦ 小学校高学年における一部教科担任制の検討【新規】

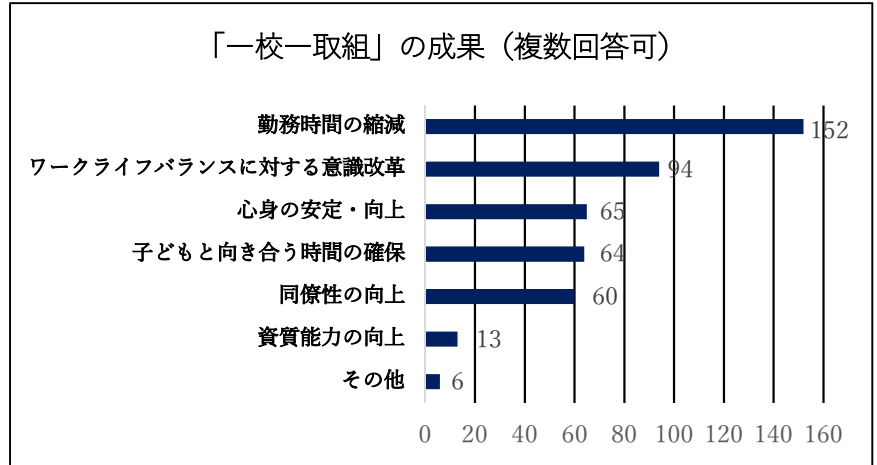
先行実施している学校からは、学年全体で子どもたちの状況に対応できる、教職員

の教科指導の専門性が高まる、授業準備にかかる時間が減り、授業の質が高まるなどのメリットが報告されており、小学校高学年における一部教科担任制について、自校の実態を踏まえて検討を行い、校長の裁量で実施を進めます。

(2) 一校一取組で働きやすい職場改革 <組織としての挑戦>【継続】

右のグラフは、令和元年度の「一校一取組」がどのような成果に繋がっているかについての学校調査結果です。

学校園では、管理職のリーダーシップのもと、教職員の参画を基本とし、取組内容を決定して取り組んできました。現



在の取組の進捗状況や成果を、全職員で自己点検し、改善を加えながら目標達成に向けて取組を推進してください。

令和元年度は、小学校の80%、中学校の55%でノー残業デー・ノー会議デーを実施していることがわかりました。月に数回、もしくは週に1回、平日に残業をしない日を設定することは、休養や心のリフレッシュなどに効果的です。

また、学校によっては、学校全体や学年部単位で計画的に年次有給休暇を取得していく取組を行っています。ノー残業デーや休暇の取得を「見える化」するなど、実施や取得がしやすい環境づくりを進めてください。

各区や中学校区での好事例を自校化したり、同様の取組を水平展開したりすることで効果的な取組としていきましょう。

下記に取組の手順を示しました。より実効性のある取組を進めてください。

□ 学校園で取り組む際には、各学校の多忙化解消プロジェクトチーム（新たに編制もしくは既存の役割を活用）が中心となり、ファシリテーションなどの手法を使い、全職員が参画するようにしてください。手順は次のように進めてみてください。

ア **「長時間勤務を縮減する6つの視点」**（p.14 参照）を用いて**現状や現在の取組を振り返る。**

※ 「長時間勤務を縮減する視点」は、多忙化解消検討会で検討した内容を整理したものです。

イ 自校で解決すべき**課題を明らかにする。**

ウ 課題の**達成目標を明確にする。**

エ 目標達成のための**取組を決定する。**

※ 「平成29年度 一校一取組 参考例」を参考にし、各学校園の取組を改善・拡充したり、新たな取組を生み出したりして、学校園の実情（学校園規模、職員

- 構成，地域の特色等）に応じた取組を計画する。
- オ 教職員全員で目標達成のための**取組を推進**する。
- カ 取組の**進捗状況の点検・改善**を行いながら，取組を継続する。

(3) 一人一取組で「自分時間」を創造<個の挑戦>【継続】

一人一取組を実行することで，個人でも長時間勤務の縮減に向けて取り組んでいきます。具体的な目標設定を行い，通年で何をどのようにして勤務時間を縮減していくのかについて個人で考えます。

現在，パソコンを貸与されている教職員は，出退校簿に出勤・退勤時刻等を記録しているので，前年度同月の勤務時間と比べて一月単位で自己評価を行い，取組の進捗状況を見ることが可能です。わずかな時間外勤務時間の縮減も，蓄積していけば大きな改善に繋がるはずです。継続することを大切にしていきましょう。

その際，生み出された時間の一部は，「自分時間」として休養，自己研鑽，家庭，地域貢献などに活用をしてほしいと考えています。下記の例を参考にしてください。

例

○ 個の目標（休養）

読書をしたり，DVDを観たりして，自宅でゆっくり過ごす。

○ 個の目標（自己研鑽）

「生きた英語力の向上」のために，英会話教室へ通う。

○ 個の目標（家庭）

毎週水曜日には，定時に退勤して，子どもと過ごす時間を増やす。

○ 個の目標（地域貢献）

地域活動に子どもとともに参加する。

○ 個の目標（健康増進）

ノー残業デーには，スポーツジムで汗を流し，リフレッシュする。

○ 個の目標（自己開発）

資格取得に向けて，勉強する。

2 教育委員会の取組

(1) 校務支援システムの導入【新規】

令和3年の校務支援システム導入によって、成績処理などの教務に関する業務、健康診断票などの保健に関する業務、指導要録などの学籍に関する業務、文書收受などの学校事務に関する業務などの効率化と改善を進め、業務負担の軽減を図ります。

(2) 出退勤管理システムによる勤務時間の実態把握【拡充】

これまでも出退勤管理システムにより、出勤時刻と退勤時刻を記録して、勤務時間の実態を把握することによって、時間外勤務時間削減の方策に生かすとともに、教職員には、勤務時間を意識した働き方を促してきました。

今後、より客観的な把握方法について検討していきます。

(3) 長期休業中の学校閉庁日及び休暇取得促進日の設定【継続】

夏季休業中の旧盆期間、冬季休業中の年末年始期間に学校閉庁日、その前後の期間に休暇取得促進日を設定し、できる限り研修会等を設定しないことで、休暇を取得しやすい環境を作ります。緊急時の連絡等は、教育委員会で行います。

令和元年度の休暇取得促進日の実施状況は右記のとおりです。学校実態調査では、ほぼすべての学校園が肯定的な評価をしています。

夏季休業中は、学校閉庁日と休暇取得促進日、週休日等をつなげると12連休、冬季休業中は10連休が可能となりました。

また、各学校園での運動会や文化祭などの振替休日が設定されず月曜日に研修会や説明会を設定しないように年間の研修計画を調整します。会場や講師の都合などにより難しい場合は、振替を確実に実施して対応します。

【夏季休業中】

- ・ 8月 8日 (木) 87.6%
- ・ 8月 9日 (金) 92.2%
- ・ 8月 16日 (金) 98.3%
- ・ 8月 19日 (月) 88.2%

【冬季休業中】

- ・ 12月 27日 (金) 98.0%

(令和元年度データによる)

(4) 教職員の健康及び福祉の確保【新規】

ストレスチェックや定期健康診断、各種がん検診等を実施し、教育職員の心と体の健康づくりに努めるとともに、長時間勤務者に医師による面接指導を実施します。

また、心身の健康相談窓口を設置し、心や体の健康に関する悩みや不安に対して、教育委員会が積極的に支援を行います。

さらに、必要に応じて、産業医等による助言・指導を受けられるようにします。

(5) 学校園への照会・調査文書量の削減と簡略化【拡充】

学校が受け付ける文書は、教育委員会を始め、各関係団体によるものを含めると、膨大な量になっている現状があります。可能な限り照会・調査の回数や内容を検討して、改善を図っていきます。

また、メールでの受付数が増え受付事務の負担が大きくなっていることから、発出するメールの形式を統一します。他にも、調査をウェブで行う「かんたん申し込み」に移行したり、職印の省略を進め、紙ではなく電子データでの送付に変更したりするなど、調査方法や提出方法を工夫します。様々な照会・調査文書の様式を簡略化し、学校園の負担軽減を進めます。

(6) 教育実践や学校運営に役立つコンテンツをWebページで共有【拡充】

楽しい分かりやすい授業は、準備に時間がかかります。よりよい授業づくりを効率よく行うために、多様な実践や良質なコンテンツを共有できる場を構築します。

総合教育センターのWebページに「学校で使えるデジタルコンテンツ」を公開し、学習指導案や提示用教材、学習プリントなど授業に使えるデータを提供します。さらに、小・中学校の教育研究協議会と連携し、良質なコンテンツの充実を進めます。授業づくりにかかわる資料作成の支援をすることで、準備にかかる負担軽減を図ります。

(7) 目安となる出退勤時刻の設定と時差勤務の導入【新規】

出退勤時刻の適正化を図るため、教職員が遅くとも退勤時刻の目安までには退勤するように促します。退勤時刻の目安を超えて仕事をしなければならない場合も考えられますが、管理職が、業務内容や時間外勤務の状況を把握し、認めることとなります。原則19:00までには、すべての教職員が退勤します。(明鏡高等学校夜間部を除く。)

小学校教諭										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
時間外勤務時間	45:39	44:12	44:34	38:48	9:00	39:05	43:26	38:58	29:27	37:01
就業前時間	12:46	13:31	14:22	13:37	3:46	13:01	13:54	12:40	10:06	11:58
就業後時間	32:44	30:43	30:16	25:16	5:16	26:07	29:35	26:18	19:20	25:03
中学校教諭										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
時間外勤務時間	55:46	55:06	53:06	51:48	22:02	49:00	50:14	49:06	37:45	47:05
就業前時間	11:45	11:40	13:01	11:34	5:45	11:23	12:27	11:06	9:41	10:55
就業後時間	44:01	43:31	40:21	40:14	16:15	37:37	37:48	38:00	28:04	36:12

また、就業前の時間外在校等時間の月平均が小中とも10時間を超えている実態があります。朝の就業時刻前の時間外在校等時間を縮減するため、原則7:00前には出勤しないこととします。

また、出勤時刻を前後させる時差勤務を導入し、校園長の裁量によって実施するよう促していきます。これにより、教職員のライフスタイルや業務内容を考慮した多様な働き方を可能とします。

<出勤時刻の目安>

7:00前には出勤しない。

<退勤時刻の目安>

小学校・特別支援学校・幼稚園 18:30までには退勤

中学校・高等学校・中等教育学校 19:00までには退勤

(8) 統一ルールによる時間外の電話対応の実施【継続】

これまで、勤務時間を過ぎてかかってきた電話については、学校園に教職員が在勤していれば、どの時間帯でも対応してきました。しかし、勤務時間の適正化を図るため、勤務

時間外の電話対応については、次のように全市で統一します。

また、長期休業中の事故や事件などの緊急対応のため、教職員個人の自宅電話番号や携帯電話番号などを児童生徒や保護者等に伝えていた学校園もありました。教職員の負担軽減や個人情報保護の観点から、市全体のルールを統一を行います。

◇朝	7:45 から
◇夕方	幼稚園，小学校，特別支援学校 18:00 まで
	中学校，中等教育学校，高等学校 19:00 まで
	(明鏡高等学校夜間部は 21:45 まで)

※上記の時間帯で勤務している場合に、電話対応します。

※上記の時間帯以外であっても、必要な場合は関係機関と連携して対応します。

(9) スクールロイヤールの導入【継続】

法律の専門家である弁護士が、法的側面から学校におけるトラブル対応にかかわり、効率的な解決を図ります。

具体的には、学校園や教育委員会が弁護士に相談する機会を設け、法的なアドバイスを参考にして問題の解決に当たります。地域性や保護者の価値観の違いなどもあり、学級担任や部活動顧問に対する精神的な負担が非常に高まっています。トラブルを防止し、早期解決することで、校務の効率化や教職員の負担軽減を図っていきます。

(10) 学校事務支援員、部活動指導員の配置事業【拡充】

① 学校事務支援員の配置事業（小学校）【拡充】

小学校教職員の勤務実態から、設定された休憩時間も児童への指導が行われるなど、実質的な休憩をなかなか取れていないことが明らかになっています。子どもの安全を担保するためには、授業以外の時間も目を離せない状況です。また、1日の時間割の中に、授業のない「空き時間」がほとんどないことから、わずかな隙間時間や給食を食べながら学習点検や連絡帳の返信を記入している実態があります。

これらの過酷な実態を踏まえ、学級担任の事務業務の一部を補完するために外部人材を導入します。国の制度を活用して学校事務支援員を雇用し、平成30年度より規模の大きな学校から配置を進めていきます。

・22 学級以上の小学校へ配置

H30: 5校 → R1: 17校 → R2: 25校

・業務内容: 全校の印刷物、学級の印刷物、入力作業、電話対応など

② 部活動指導員の配置事業（中学校）【拡充】

中学校では、部活動指導に対する負担が非常に大きいことから、その負担軽減のため

教職員が生き生きと子どもと向き合うための 「長時間勤務を縮減する6つの視点」

- 視点①** 学校課題と学校事情に応じた業務改善の重点化（校務分掌・学校行事・会議の在り方など）
- ・ 地域や保護者の理解・協力要請
 - ・ 好事例を自校化
 - ・ 市小研・中教研・市事務研との連携
 - ・ 教職員のアイデアを生かす
- 視点②** 作成物や先行実践を有効活用するための仕組みづくりと意識改革
- ・ 教材，指導案，実施計画等を共有する仕組み
 - ・ 既存の実践を積極的に活用
 - ・ ゼロから作る習慣の打破
- 視点③** 中学校区や共同実施グループ単位での行動連携を促進
- ・ 中学校区で同一日にノー残業デーを実施
 - ・ 行事や会議を合同開催
 - ・ 区単位での行動連携
- 視点④** 教職員でなくても可能な業務への積極的な外部人材の導入
- ・ 学級担任の事務支援ボランティアの活用
 - ・ 行事や総合学習，部活動指導への活用促進
- 視点⑤** 出退校簿を活用した勤務時間の適正化
- ・ 個人の長時間労働縮減目標の設定と取組
 - ・ 部活動ガイドラインの徹底（休養日の設定）
- 視点⑥** 定期的な見直しとスクラップアンドビルド
- ・ やめる勇気，やらない判断
 - ・ 期限を決めて行う
 - ・ 減らす仕事と増やす仕事の選択
 - ・ 時間対効果

令和2・3年度 学校園教育の重点 新潟市教育委員会

新潟市の子どもたちが、複雑に変化し続ける社会情勢と向き合い、他者と協働してよりよい未来社会を切り拓いていくために必要となる資質・能力を、ともに育てていきませんか。

目指す資質・能力を育成する保育・授業の質的な向上

- 目指す資質・能力を踏まえ、教育目標の実現に向かう、特色あるカリキュラム・マネジメントの推進
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革
- 探究的な学習の充実

自立を促す生徒指導の推進

- 成長を促す生徒指導の充実
- 予防的な指導と課題解決的な指導の充実

多様な学びを保障する特別支援教育の推進

- 特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実
- 共通理解に基づき、幼児児童生徒への一貫した支援を行うための校園内体制の確立

基盤となる支持的風土の醸成

- 「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり

校種	幼稚園	特別支援・小・中・中等教育学校(前期課程)	中等教育学校(後期課程)・高等学校
目指す 資質・能力	豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、わかったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」	生きて働く「知識及び技能」の習得	
	気付いたことやできるようになったことを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」	未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成	
	心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」	学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養	

重点(大項目)	具体的な取組内容 ○中項目 ・小項目		
目指す資質・能力を育成する保育・授業の質的な向上	○目指す資質・能力を踏まえ、教育目標の実現に向かう、特色あるカリキュラム・マネジメントの推進		
	<ul style="list-style-type: none"> 「かかわる力の基盤づくり」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の実施と改善 子どもの育ちの姿の可視化や、保育を客観的に振り返るカンファレンスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 単元配列表の活用などによる単元の重点化と関連付け、及び実施と改善 幼児期の学びを生かしてつなぐスタートカリキュラムの策定と実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒や学校、地域の実態の適切な把握 教科等横断的な視点による教育内容等の組み立て 教育活動の質の向上に向けた組織的かつ計画的な取組
	○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革		
	<ul style="list-style-type: none"> 幼児理解に基づいた、一人一人のよさや可能性の評価による保育改革 	<ul style="list-style-type: none"> 単元のまとまりなど、内容や時間のまとまりを見通した授業づくり 指導と評価の一体化による授業改革 	<ul style="list-style-type: none"> 知識及び技能の活用により課題解決に向かう授業づくり 指導と評価の一体化による授業改革
	保育のベース：人・もの・ことと十分に関わる生活と遊びの保障	授業づくりのベース：学習課題とまとめ、振り返りを大切に授業づくり	
自立を促す生徒指導の推進	○探究的な学習の充実		
	<ul style="list-style-type: none"> 好奇心や探究心を育む過程の重視 	<ul style="list-style-type: none"> 探究の過程の質的向上 全体計画・年間指導計画の作成 	【総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の充実】 <ul style="list-style-type: none"> 更なる探究の過程の質的向上 生徒が自分で課題を発見する過程の重視 生徒自らによる、キャリア形成の方向性との関連付け
多様な学びを保障する特別支援教育の推進	○成長を促す生徒指導の充実		
	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人のよさの多面的な理解に基づく、幼児との信頼関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の実態や状況の多面的な理解に基づく、児童生徒との信頼関係の構築 教職員がチームとして児童生徒に意図的、計画的に関わる場の設定と情報共有のための校内体制(システム)の構築 	
	○予防的な指導と課題解決的な指導の充実		
多様な学びを保障する特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、家庭との連携 関係機関、SST、SSWとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校の早期発見と適切な初期対応のための校内体制の確立 いじめ・不登校時の校内チーム支援体制の構築 保護者、家庭との連携 関係機関、SST、SSWとの連携 	
	○特別な配慮を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実		
	<ul style="list-style-type: none"> 特性を踏まえた支援の工夫 豊かな体験を通して、様々な人・もの・ことと関わる活動の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の管理の徹底 子どもが主体的・意欲的に取り組む授業づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の学び方に応じた授業の工夫 通級指導教室の充実
多様な学びを保障する特別支援教育の推進	○共通理解に基づき、幼児児童生徒への一貫した支援を行うための校内体制の確立		
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を図り、長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 保護者と連携しながら進める就学相談 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を図り、長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 保護者と連携しながら進める教育相談、進路指導 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を図り、長期的な視点から作成する個別の教育支援計画の活用 一人一人の指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用 保護者や関係機関と連携しながら進める教育相談、進路指導
支持的風土の醸成	○基盤となる支持的風土の醸成		
支持的風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり 		

支持的風土の醸成

「目指す資質・能力を育成する保育・授業の質的な向上」「自立を促す生徒指導の推進」「多様な学びを保障する特別支援教育の推進」のためには基盤としての支持的風土の醸成が必要です。

支持的風土とは

認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う
温かい学級の風土

支持的風土づくりにおいて、次の3つが大切。

「傾聴・受容」「支援」「自律」

※ 「傾聴・受容」「支援」「自律」は、支持的風土に向かうための筋道でもある。

傾聴・受容とは

- 相手を理解するために、積極的に関心をもって注意深く聴くこと。
 - ・ 言語メッセージだけでなく、非言語〔表情、しぐさ、声の調子〕から、言葉の背後にある感情を受け止めて共感することが大切です。
- 傾聴を行うことで、引き出された、相手の気持ちや考えを尊重し、相手が、安心感を得ること。
 - ・ 聴き手が、相手の考えや感情をそのまま受け止める態度や姿勢を示すことが大切です。

学校園教育の重点



支援とは

- 相手の立場や状況、気持ちに応じた援助をし、相手に自信をもたせること。
 - ・ 手を差し伸べる、時には見守る、待つなど相手の身になって援助することに心掛けることが大切です。
- 相手が困っているときには、誰にでも進んで手を差し伸べること。

自律とは

- 事実を基に的確に状況を捉え、自分の目標、集団に共有されている価値に照らして適切に判断し、行動できること。自分の行動に責任をもつこと。
- 自分の行為を振り返り、今後どうすべきか考えること。

上で示している「傾聴・受容」「支援」「自律」の内容は、「こうあるべきだ」「こうでなければならない」と断定したり、結論付けたりするものではありません。「傾聴・受容」「支援」「自律」とはどういうものなのかを考える一つの手掛かりとして示しています。子どもの実態、発達段階と照らし合わせながら、「傾聴・受容」「支援」「自律」を再考するための参考としてください。

